

令和2年度 監査年報

岩手県監査委員事務局

令和3年4月

目 次

監査委員の役割	1
第1 令和2年度監査の執行状況	2
1 実施計画	2
(1) 基本方針	2
(2) 重点項目	2
2 実施状況	2
(1) 定期監査	2
(2) 随時監査	3
(3) 財政的援助団体等監査	3
(4) 指定金融機関等監査	3
(5) 現金出納検査	3
(6) 決算審査	4
(7) 基金運用状況審査	4
(8) 財政健全化審査	4
(9) 行政監査（特定テーマ）	5
(10) 内部統制評価報告書審査	5
(11) 住民監査請求に基づく監査	5
第2 財務事務及び行政事務の執行に係る監査の結果	6
1 指摘の状況	6
2 事務費の不適当な事務処理に係る監査	7
3 行政監査的視点から行った監査	7

〔 資 料 編 〕

1	定期監査の実施状況	8
	(1) 監査対象機関及び実施箇所数	8
	(2) 監査対象機関別・監査項目別 指摘件数総括表	9
2	随時監査の結果	10
	(1) 工事現場監査	10
	(2) その他の随時監査	11
3	財政的援助団体等監査の結果	12
4	行政監査（特定テーマ）の結果	13
5	決算審査	25
	(1) 令和元年度岩手県歳入歳出決算審査意見書の概要	25
	(2) 令和元年度岩手県立病院等事業会計決算審査意見書の概要	27
	(3) 令和元年度岩手県電気事業会計決算審査意見書の概要	30
	(4) 令和元年度岩手県工業用水道事業会計決算審査意見書の概要	33
6	定額資金運用基金運用状況審査	36
	(1) 令和元年度定額資金運用基金運用状況審査意見書の概要	36
7	財政健全化審査	37
	(1) 令和元年度決算に基づく健全化判断比率審査意見書の概要	37
	(2) 令和元年度決算に基づく資金不足比率審査意見書の概要	42
8	内部統制評価報告書審査意見書の概要	43
9	監査の組織体制	44
	(1) 監査委員	44
	(2) 監査委員事務局組織	44

監査委員の役割

監査委員は、地方自治法に基づいて、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し識見を有する者及び県議会議員から選任されている。

○ 監査委員（令和3年4月1日現在）

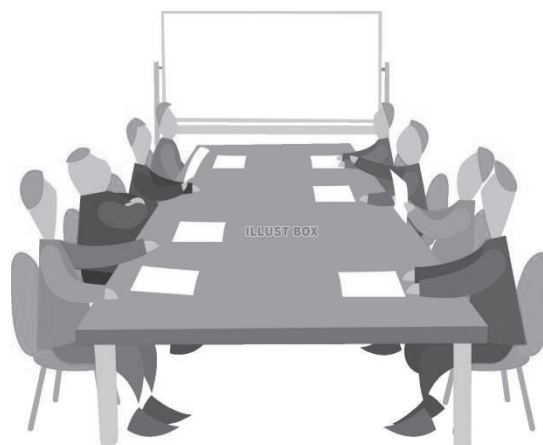
議会選出委員	2人	軽石 義則
		神崎 浩之
識見委員	2人	寺沢 剛
		沼田 由子

○ 監査の観点

県の事務事業の執行について、正確性、合規性の観点のほか、経済性、効率性及び有効性の観点からも監査等を実施している。

○ 監査委員の主な権限

- ・ 財務監査
- ・ 行政監査
- ・ 財政的援助団体等の監査
- ・ 決算審査
- ・ 現金出納の検査
- ・ 住民監査請求による監査
- ・ 健全化判断比率の審査



- 監査の結果に関する報告は、議会及び知事等に提出するとともに、岩手県報により公表している。



第1 令和2年度監査の執行状況

1 実施計画

(1) 基本方針

県の事務事業の執行について、内部統制や改善のプロセスを確認するとともに、予算執行の状況にも留意しながら、正確性、合規性の観点はもとより、経済性、効率性及び有効性の観点からも監査等を実施するものとする。

定期監査は、監査委員監査基準に基づき、対象となる全機関に対し、財務監査と行政監査を総合的・一体的に実施するとともに、監査機能の強化を図るため、内部統制体制整備、運用に伴い、内部統制に依拠した効果的かつ効率的な監査の実施により、リスクの高い事務事業に重点化した監査を実施するものとする。

また、財政的援助団体等監査、指定金融機関等監査、現金出納検査、決算審査及び財政健全化判断比率等審査を厳正に実施するものとする。

なお、社会的関心が高い課題や早期に改善すべきと認められる事項について、行政監査を実施するものとする。

(2) 重点項目

ア 収入事務（特に、調定の時期及び金額）

イ 支出事務（特に、補助・委託事業の完了確認及び当該事業目的の達成状況）

ウ 物品事務（特に、指定管理料で購入した県に帰属する備品の登録及び協定書の管理備品一覧への計上の有無）

2 実施状況

(1) 定期監査

ア 監査対象機関数及び実施機関数

令和2年度の定期監査の実施状況は、監査対象 341 機関（普通会計 313 機関、企業会計 28 機関）の全ての機関を対象に実施し、その実施率は 100.0%である。

区分	令和2年度			令和元年度		
	対象数	実施数	実施率	対象数	実施数	実施率
普通会計	313	313	100.0%	311	311	100.0%
企業会計	28	28	100.0%	28	28	100.0%
計	341	341	100.0%	339	339	100.0%

イ 実施時期

決算・期中	実施時期	対象機関	会計区分	実施数
決算監査	4月～8月	本庁各課・委員会	普通会計	89
		広域振興局等	普通会計	65
		出先機関（知事部局）	普通会計	24
		出先機関（他の執行機関）	普通会計	5
	6月～8月	医療局本庁	企業会計	1
		県立病院	企業会計	18
		企業局本庁	企業会計	1
小 計				203

決算・期中	実施時期	対象機関	会計区分	実施数
期中監査	10月～2月	出先機関（知事部局）	普通会計	32
		出先機関（他の執行機関）	普通会計	98
		県立病院	企業会計	8
	小 計			138
合 計				341

ウ 監査における重点項目の実施結果

重点項目	主な指摘内容	指摘件数
収入事務（特に、調定の時期及び金額）	調定の遅れ3件	5件
支出事務（特に、補助・委託事業の完了確認及び当該事業目的の達成状況）	支払の遅れ1件、支出金額の誤り1件	4件
物品事務（特に、指定管理料で購入した県に帰属する備品の登録及び協定書の管理備品一覧への計上の有無）	物品の取得、管理又は処分の不適當4件	5件
合 計		14件

(2) 随時監査

ア 工事現場監査

工事の契約、完成検査、繰越等の事務及び施工が適正に行われているか、工事が経済的、効率的に行われているかに主眼をおいて実施した。

令和2年度は、9機関、18箇所について実施した。

イ その他の随時監査

随時監査は、必要の都度、監査委員の協議により随時実施するものとしている。

令和2年度は、定期監査等を踏まえ随時監査を実施する必要がある事案はなかったことから実施しなかった。

(3) 財政的援助団体等監査

財政的援助団体等監査は、監査委員監査基準に基づき、県が財政的援助を与えているもの、県が出資しているもの及び県が公の施設の管理を行わせているものについて、出納その他の事務の執行が、その援助等の目的に沿い、かつ、法令等に従って、内容及び手続が適正かつ効率的に執行されているかどうかの観点から実施した。

令和2年度は、監査対象58団体のうち、22団体（出資団体9団体、補助等財政的援助8団体、指定管理者5団体：複数該当5団体）を実施し、その実施率は37.9%である。

(4) 指定金融機関等監査

監査委員は、必要があると認めるとき、又は知事等から要求があるときは、指定金融機関等が取り扱う公金の収納又は支払の事務について監査できるとされている。

令和2年度においては、会計管理者及び公営企業管理者が実施した指定金融機関等の検査結果の報告を求め、監査委員が特に必要と認めた店舗について実施することとしていたが、その検査結果について内容を確認したところ、おおむね適正に処理されているものと認められたことから、指定金融機関等監査は実施しなかった。

(5) 現金出納検査

県の現金の出納は、毎月例日を定めて監査委員が検査することとされている。

令和2年度においては、会計管理者及び公営企業管理者から提出された現金出納検査調書に基づき、毎月末現在における現金出納の帳尻(財務会計システム等により作成された諸帳簿の計数)と現金の所在(金融機関から提出された残高証明書等の計数)を照合確認するとともに、当該月に係る資金運用状況・借入状況を調査し、収入支出証拠書類を点検する方法により検査を実施し、議長及び知事に対し検査の結果を報告した。

(6) 決算審査

ア 普通会計の決算審査

令和元年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算の審査に当たっては、監査委員監査基準に準拠して、知事から提出された決算関係書類について決算の計数は正確か、各会計の予算の執行はそれぞれ予算議決の趣旨に沿い、かつ、関係法令等に基づき適正に処理されているか、財産の取得、管理及び処分は適正に行われているかなどを主眼とし、決算の調製に必要な証書類を照合精査するとともに、既の実施した監査及び現金出納検査の結果も踏まえて厳正に実施し、令和2年9月10日に知事に審査意見書を提出した。

イ 公営企業会計の決算審査

令和元年度の公営企業会計決算の審査に当たっては、監査委員監査基準に準拠して、知事から提出された決算関係書類について、事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているか、地方公営企業法第3条に規定する経営の基本原則に従って運営されているかを検証するため、決算の調製に必要な証書類を照合精査するとともに、定期監査及び現金出納検査の結果を踏まえて厳正に実施し、令和2年9月10日に知事に岩手県立病院等事業会計、岩手県電気事業会計及び岩手県工業用水道事業会計の3会計について決算審査意見書を提出した。

(7) 基金運用状況審査

特定の目的のために定額の資金を運用するための基金について、知事は、毎会計年度、その運用の状況を示す書類を作成し、これを監査委員の審査に付すこととされている。

令和元年度の定額資金運用基金の運用状況の審査に当たっては、監査委員監査基準に準拠して、自治振興基金、岩手競馬再生推進基金、土地開発基金、用品調達基金、美術品取得基金の5基金について、基金条例の趣旨に沿って適正かつ効率的に運用されたか、また、計数が正確であるかについて厳正に実施し、令和2年9月10日に知事に審査意見書を提出した。

(8) 財政健全化審査

ア 健全化判断比率審査

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により知事から提出された令和元年度決算に基づく健全化判断比率及びその算定基礎書類について、監査委員監査基準に準拠して、法令等に照らし、健全化判断比率の算定過程に誤りはないか、算定基礎書類が適正に作成されているかなどについて審査を実施し、令和2年9月10日に知事に審査意見書を提出した。

区 分	令和元年度	平成30年度	増 減	早期健全化 基準	財政再生 基準
実質赤字比率	—	—	—	3.75	5.0
連結実質赤字比率	—	—	—	8.75	15.0
実質公債費比率	15.3	16.7	△ 1.4	25.0	35.0
将来負担比率	221.7	218.3	3.4	400.0	

※ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、実質赤字額及び連結実質赤字額がないことから算定されない。

イ 資金不足比率審査

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定により知事から提出された、令和元年度決算に基づく岩手県流域下水道事業特別会計、岩手県港湾整備事業特別会計、岩手県立病院等事業会計、岩手県電気事業会計、岩手県工業用水道事業会計の 5 つの公営企業会計に係る資金不足比率及びその算定基礎書類について、監査委員監査基準に準拠して、法令等に照らし、資金不足比率の算定過程に誤りはないか、算定基礎書類が適正に作成されているかなどについて審査を実施し、令和 2 年 9 月 10 日に知事に審査意見書を提出した。

会計名	令和元年度	平成 30 年度	増 減	経営健全化 基準
流域下水道事業特別会計	—	—	—	20.0
港湾整備事業特別会計	—	—	—	
県立病院等事業会計	—	—	—	
電気事業会計	—	—	—	
工業用水道事業会計	—	—	—	

※ 資金不足比率は、資金不足額がないことから算定されない。

(9) 行政監査（特定テーマ）

令和 2 年度においては、防災資機材等の整備及び管理の状況をテーマに、防災資機材及び備蓄物資が適切に整備、管理されているか等を検証し、災害時における迅速な活用等を確保することを目的として行政監査を実施した。

監査対象	監査意見
(1) 対象とした事務 防災資機材及び備蓄物資の整備及び管理に係る事務 ※防災資機材：水防用資機材、空中消火用資機材等 備蓄物資：食料、飲料水等 (2) 対象機関 防災資機材の所管室課（3 室課）、物資備蓄防災拠点の管理者（5 機関） 及び防災計画等を所管する総務部総合防災室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全体の評価 ・ 意見

(10) 内部統制評価報告書審査

監査委員監査基準に準拠して、知事から提出された令和元年度岩手県内部統制評価報告書について、内部統制の評価が評価手続に沿って適切に実施されたか及び内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかという観点から審査を実施し、令和 2 年 9 月 10 日に審査意見書を提出した。

なお、地方自治法に基づく議会への報告及び公表は令和 2 年度分の内部統制評価報告書からとなることから、今年度の審査は試行的に実施したものである。

(11) 住民監査請求に基づく監査

令和 2 年度において、当該請求はなかった。

第2 財務事務及び行政事務の執行に係る監査の結果

1 指摘の状況

定期監査の結果、留意改善を要する事項として指摘した件数は31件（普通会計27件、企業会計4件）となっており、令和元年度に比べて2件増加している。

主な内容は、調定の遅れなど収入事務の不適当なものが5件、支払いの遅れ、支出金額の誤り、諸手当の誤支給など支出事務の不適当なものが4件、財産台帳等を整理していないもの、物品の取得、管理又は処分の手続などの財産管理の不適当なものが11件、その他不適当なものとして契約事務2件、行政事務が9件となっている。

なお、指摘としたものは監査結果として議会及び知事等に報告し、岩手県報により公表した。

区分	指摘事項	監査対象機関	R2年度 件数	R元年度 件数	増減
予算経理		(0件)	0	0	0
収入事務	○調定が遅れているもの ○所属年度又は歳入科目を誤っているもの ○納期限が不適当なもの	スポーツ振興課 農業大学校 大船渡病院 (3件) 文化振興課 (1件) 農業大学校 (1件)	5	1	4
支出事務	○支払を行っていないもの ○支払が遅れているもの ○支出金額を誤っているもの ○報酬、諸手当、賃金、報償費等の額の決定又は算定を誤っているもの	観光・プロモーション室 (1件) 復興局 (1件) 建設技術振興課 (1件) 中部教育事務所 (1件)	4	18	△14
契約事務	○入札保証金又は契約保証金に係る事務処理が不適当なもの ○その他契約事務の不適当	大船渡病院 (1件) 沿岸) 経営企画部 (1件)	2	0	2

区 分	指摘事項	監査対象機関	R2 年度 件 数	R 元年度 件 数	増減
工事の執行		(0 件)	0	3	△3
補助金事務		(0 件)	0	0	0
財産管理	○財産台帳、財産管理簿又は財産管理副簿を整理していないもの ○物品の取得、管理又は処分の手続が不適当なもの ○物品検収が不適当なもの ○その他財産管理の不適当	文化振興課 岩泉土木センター 二戸高等技術専門校 花巻空港事務所 江刺病院 (5 件) 医療政策室 観光・プロモーション室 花巻農林振興センター 久慈病院 (4 件) 環境保健研究センター (1 件) 久慈工業高等学校 (1 件)	11	5	6
行政事務	○事務事業の執行の不適当(運営方法又は手続に適切さを欠いているもの) ○執行管理体制の不適当(法令、条例、規則等に基づく手続を行っていないもの) ○執行管理体制の不適当(執行管理体制が適切でないため、事務事業に影響を及ぼしたもの又は及ぼす可能性が大きいもの)	盛岡第一高等学校 前沢明峰支援学校 (2 件) 県北・沿岸振興室 流通課 花巻土木センター 中部農業改良普及センター (4 件) 宮古高等看護学院 総合教育センター 花巻北高等学校 (3 件)	9	2	7
計			31	29	2

2 事務費の不適当な事務処理に係る監査

過去に発生した需用費等の不適当な事務処理の事案を踏まえ、定期監査において再発防止策の実施状況等を点検・確認するなど、事務費の不適当な事務処理に係る監査を行った。

3 行政監査的視点から行った監査

学校徴収金、団体徴収金等の管理等について

県立学校における「学校徴収金及び団体徴収金の管理等」について、事故防止や適正な会計事務処理のための内部統制が十分に機能しているかなどを主な視点として、監査を行った。

(資料編)

1 定期監査の実施状況

(1) 監査対象機関及び実施箇所数

(単位：箇所、%)

区 分			監査対象箇所数 (a)	監査実施数 (b)	実施率 (b/a)		
定期 監査	普 通 会 計	本 庁	75	75	100.0		
		広 域 振 興 局	65	65	100.0		
		知 事 部 局	広 域 振 興 局 以 外 の 出 先 機 関	総 務 部 所 管	2	2	100.0
				政策地域部所管	1	1	100.0
				環境生活部所管	3	3	100.0
				保健福祉部所管	17	17	100.0
				商工労働観光部 所 管	8	8	100.0
				農林水産部所管	22	22	100.0
				県土整備部所管	2	2	100.0
				復興局所管	1	1	100.0
				小 計	56	56	100.0
	小 計	196	196	100.0			
	他 の 執 行 機 関 等	本 庁	14	14	100.0		
		出 先 機 関	教育委員会所管	87	87	100.0	
			公安委員会所管	16	16	100.0	
			小 計	103	103	100.0	
		小 計	117	117	100.0		
	計			313	313	100.0	
	企 業 会 計	医 療 局	本 庁	1	1	100.0	
			病 院	26	26	100.0	
企 業 局		1	1	100.0			
計		28	28	100.0			
合 計			341	341	100.0		
(参考) 令和元年度の状況			(339)	(339)	(100.0)		

2 随時監査の結果

(1) 工事現場監査

1 盛岡地区

監査対象機関、監査対象工事、監査の実施内容、監査の着眼点及び監査の結果

(1) 県営建設工事 4件

監査対象機関	監査対象工事	監査の実施内容	監査の着眼点	監査の結果
盛岡広域振興局土木部	道路環境改善事業一般県道雫石東八幡平線長山地区歩道設置工事	監査対象機関で処理している事務のうち、県営建設工事について、関係帳票及び現地を調査し監査を行った。	工事の契約、完成検査、繰越等の事務及び施工が適正に行われているか、工事が経済的、効率的に行われているかに着眼して監査を行った。	おおむね良好と認められる。
〃	広域公園整備事業御所湖広域公園乗物広場ほか維持修繕(その2)工事	〃	〃	〃
盛岡広域振興局土木部 岩手土木センター	交通安全施設整備事業一般国道281号ほか沼宮内地区ほか交通安全施設整備(区画線)工事	〃	〃	〃
〃	凍雪害対策事業一般国道281号葛巻地区流雪溝補修工事	〃	〃	〃

2 県南地区

監査対象機関、監査対象工事、監査の実施内容、監査の着眼点及び監査の結果

(1) 県営建設工事 12件

監査対象機関	監査対象工事	監査の実施内容	監査の着眼点	監査の結果
県南広域振興局土木部	治水施設整備事業一級河川人首川筋次丸地区河川改修(築堤・護岸工)ほか工事	監査対象機関で処理している事務のうち、県営建設工事について、関係帳票及び現地を調査し監査を行った。	工事の契約、完成検査、繰越等の事務及び施工が適正に行われているか、工事が経済的、効率的に行われているかに着眼して監査を行った。	おおむね良好と認められる。
〃	治水施設整備事業一級河川岩堰川筋白山地区河川堤防補強その2工事	〃	〃	〃
県南広域振興局土木部 花巻土木センター	道路維持修繕事業一般国道283号幸田地区舗装補修工事	〃	〃	〃
〃	治水施設整備事業一級河川瀬川筋ほか西宮野目地区ほか治水施設整備(遊歩道)工事	〃	〃	〃

県南広域振興局土木部 北上土木センター	治水施設整備事業一級河川横川筋貝沢地区護岸修繕工事	〃	〃	〃
〃	治水施設整備事業一級河川和賀川筋若畑地区河川改修工事	〃	〃	〃
県南広域振興局土木部 遠野土木センター	交通安全施設整備事業一般県道遠野住田線下組町地区歩道設置(その2)工事	〃	〃	〃
〃	道路維持修繕事業一般国道283号新里地区舗装補修工事	〃	〃	〃
県南広域振興局土木部 一関土木センター	地域づくり緊急改善事業一級河川吸川筋ほか柳町地区遊歩道補修ほか工事	〃	〃	〃
〃	治水施設整備事業一級河川久保川筋焼切地区河川改修(護岸工)工事	〃	〃	〃
県南広域振興局土木部 千厩土木センター	急傾斜地崩壊対策事業館山地区急傾斜地崩壊対策その2工事	〃	〃	〃
〃	急傾斜地崩壊対策事業八幡前地区急傾斜地崩壊対策工事	〃	〃	〃

3 県北地区

監査対象機関、監査対象工事、監査の実施内容、監査の着眼点及び監査の結果

(1) 県営建設工事 2件

監査対象機関	監査対象工事	監査の実施内容	監査の着眼点	監査の結果
県北広域振興局土木部 二戸土木センター	交通安全施設整備事業一般国道395号ほか上館地区ほか交通安全施設修繕工事	監査対象機関で処理している事務のうち、県営建設工事について、関係帳票及び現地を調査し監査を行った。	工事の契約、完成検査、繰越等の事務及び施工が適正に行われているか、工事が経済的、効率的に行われているかに着眼して監査を行った。	おおむね良好と認められる。
〃	治水施設整備事業二級河川雪谷川筋駒木地区治水施設整備工事	〃	〃	〃

(2) その他の随時監査

令和2年度は、その他の随時監査は実施しなかった。

3 財政的援助団体等監査の結果

(1) 指摘の内容

監査の結果はおおむね良好と認められる。なお、留意改善を要する事項（指摘）は次のとおり。

監査項目	指摘項目	内容	指摘事項	監査対象機関	区分
契約事務	入札保証金又は契約保証金の不適當	業務の委託に当たり、契約保証金を理由もなく免除しているもの	業務の委託に当たり、契約保証金を理由もなく免除しているものがあつたので、適正な事務の執行に努められたい。	公益財団法人 岩手県スポーツ振興事業団	指摘
収入事務	その他収入事務の不適當	令和元年度正味財産増減計算書の作成に当たり、有価証券振替に起因した計上誤りがあつたもの	令和元年度正味財産増減計算書の作成に当たり、有価証券振替に起因した計上誤りがあつたので、適正な事務の執行に努められたい。	公益財団法人 いわて愛の健康づくり財団	指摘

(2) 監査台帳（抜粋）

監査対象機関	出資（出捐）	財政的援助団体又は債務保証団体			指定管理者	本監査年月日	担当監査委員		県報		監査対象年度	摘要
		補助	貸付	損失補償等			登載年月日	番号				
“結（ゆい）グループ”					◎	令和2年10月28日	軽石 義則 寺沢 剛	令和2年12月8日	38	令和元年度	環境生活部	
岩手県北自動車株式会社		◎				令和2年10月28日	軽石 義則 寺沢 剛	令和2年12月8日	38	令和元年度	ふるさと振興部	
岩手県ビル管理事業協同組合・株式会社 JTB 共同事業体					◎	令和2年10月28日	軽石 義則 寺沢 剛	令和2年12月8日	38	令和元年度	商工労働観光部	
KO I W A I					◎	令和2年10月28日	軽石 義則 寺沢 剛	令和2年12月8日	38	令和元年度	農林水産部 県土整備部	
公益社団法人岩手県私学振興会		◎	○			令和2年11月10日	神崎 浩之 寺沢 剛	令和3年1月19日	5	令和元年度	ふるさと振興部	
公益財団法人さんりく基金	◎	○				令和2年11月10日	神崎 浩之 寺沢 剛	令和3年1月19日	5	令和元年度	ふるさと振興部	
ジェイアールバス東北株式会社		◎				令和2年11月10日	軽石 義則 沼田 由子	令和3年1月19日	5	令和元年度	ふるさと振興部	
株式会社岩手ソフトウェアセンター	◎					令和2年11月10日	神崎 浩之 寺沢 剛	令和3年1月19日	5	令和元年度	商工労働観光部	
岩手県空港利用促進協議会		◎				令和2年11月10日	軽石 義則 沼田 由子	令和3年1月19日	5	令和元年度	ふるさと振興部 商工労働観光部	
岩手県三陸鉄道強化促進協議会		◎				令和2年11月10日	軽石 義則 沼田 由子	令和3年1月19日	5	令和元年度	ふるさと振興部	
公益社団法人岩手県バス協会		◎				令和3年1月6日	軽石 義則 寺沢 剛	令和3年2月9日	8	令和元年度	ふるさと振興部	
公益財団法人いわて愛の健康づくり財団	◎					令和3年1月6日	軽石 義則 寺沢 剛	令和3年2月9日	8	令和元年度	保健福祉部	
社会福祉法人岩手県社会福祉事業団	◎	○		○		令和3年1月6日	神崎 浩之 沼田 由子	令和3年2月9日	8	令和元年度	保健福祉部	
株式会社クリーンピアいわて	◎					令和3年1月6日	軽石 義則 寺沢 剛	令和3年2月9日	8	令和元年度	商工労働観光部	
公益社団法人岩手県農畜産物価格安定基金協会	◎	○				令和3年1月6日	軽石 義則 寺沢 剛	令和3年2月9日	8	令和元年度	農林水産部	
公益財団法人岩手県土木技術振興協会	◎					令和3年1月6日	神崎 浩之 沼田 由子	令和3年2月9日	8	令和元年度	県土整備部	
公益財団法人岩手県下水道公社	◎					令和3年1月6日	軽石 義則 寺沢 剛	令和3年2月9日	8	令和元年度	県土整備部	
一般財団法人岩手県建築住宅センター					◎	令和3年1月6日	神崎 浩之 沼田 由子	令和3年2月9日	8	令和元年度	県土整備部	
公益財団法人岩手県スポーツ振興事業団	◎			○		令和3年1月6日	神崎 浩之 沼田 由子	令和3年2月9日	8	令和元年度	文化スポーツ部 県土整備部 教育委員会 事務局	
岩手県高等学校体育連盟		◎				令和3年1月6日	神崎 浩之 沼田 由子	令和3年2月9日	8	令和元年度	教育委員会 事務局	
社会福祉法人大洋会					◎	令和3年2月2日	神崎 浩之 寺沢 剛	令和3年3月5日	13	令和元年度	保健福祉部	
一般社団法人岩手県建設業協会		◎				令和3年2月19日	神崎 浩之 寺沢 剛	令和3年3月5日	13	令和元年度	県土整備部	

4 行政監査（特定テーマ）の結果 防災資機材等の整備及び管理の状況について

第1 行政監査の概要

1 監査の種類

この監査は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定に基づく行政監査として、監査委員監査基準（令和2年岩手県監査委員告示第12号）に準拠し実施した。

2 監査のテーマ

防災資機材等の整備及び管理の状況について

3 監査の目的

岩手県地域防災計画（以下「防災計画」という。）においては、災害時に迅速かつ的確な災害応急対策が実施できるよう防災資機材を整備し、被災者の生活を支えるため必要な物資を備蓄することとされている。また、岩手県広域防災拠点配置計画等においては、平成30年度までに備蓄物資の購入等を行うことが計画されている。

これらの防災資機材及び備蓄物資については、災害時に迅速に活用できるよう、定期的な点検整備、必要な補充など適切な管理が求められているところである。

そこで、東日本大震災津波、平成28年台風第10号、令和元年台風第19号等の教訓を踏まえ、防災資機材等が適切に整備、管理されているか等を検証し、災害時における迅速な活用等を確保することを目的として行政監査を実施した。

4 監査の対象

(1) 対象とした事務

ア 防災資機材

防災計画において、県が整備等することとされている次の防災資機材の整備及び管理に係る事務を対象とした。

【表1】対象とした防災資機材

防災資機材	所管室課
水防用資機材	県土整備部河川課
空中消火用資機材	総務部総合防災室
林野火災消火用資機材	農林水産部森林整備課
放射性物質災害用資機材	総務部総合防災室

イ 備蓄物資

防災計画において、県内各地に備蓄し定期的に点検及び更新を行うこととされ、岩手県災害備蓄指針（以下「備蓄指針」という。）「5 県の備蓄方針」で定める次の備蓄物資の整備及び管理に係る事務を対象とした。

【表 2】 対象とした備蓄物資

備蓄物資	具体的な品目
食料	乾燥米（主食としてアルファ米等、アレルギー27品目不使用）、栄養補助食品
飲料水	保存水（ペットボトル）
毛布	真空パック毛布（難燃性、抗菌・防臭加工が施されたもの）
トイレ	携帯トイレ（蓄便袋・凝固剤・便収納袋） 組立式トイレ（洋式）

(2) 監査実施期間

令和2年4月から12月までの間に実施した。

(3) 監査対象機関

次に掲げる機関を対象とした。

ア 表1に記載した防災資機材の所管室課（3室課）

イ 表2に記載した備蓄物資の保管場所（以下「物資備蓄防災拠点」という。）の管理者（5機関）

【表 3】 対象とした物資備蓄防災拠点の管理者

物資備蓄防災拠点	管理者
県消防学校（資機材保管庫）	県消防学校
二戸市防災倉庫	二戸市総務部防災安全課
葛巻町社会体育館（機械室）	葛巻町総務課総務室
県遠野地区合同庁舎	県遠野土木センター
県北上地区合同庁舎	県北上土木センター

なお、二戸市総務部防災安全課及び葛巻町総務課総務室については、地方自治法第199条第8項の規定に基づく関係人調査として実施した。

ウ 防災計画、広域防災拠点、備蓄物資制度等を所管する総務部総合防災室

5 監査の着眼点（評価項目）

- (1) 防災資機材等の調達、数量確保等は適切に行われているか。
- (2) 防災資機材等は適切な場所に保管され、災害時に迅速に活用できるよう管理されているか。
- (3) 防災資機材等の品質、機能等は適切に維持されているか。
- (4) 防災資機材等の活用に向けた訓練は適切に行われているか。

6 監査の実施内容

(1) 監査調書

防災資機材については、数量の定め、管理のルール等、備蓄物資については、買替えや一覧表作成の状況等を調査するため、監査対象機関に対して監査調書の提出を求めた。

(2) 実地調査

備蓄物資については、表3の監査対象機関に対し、それぞれが管理する物資備蓄防災拠点について監査調書に基づき監査委員事務局職員による実地調査を実施した。

(3) 予備監査

防災資機材については、全ての監査対象機関に対して、備蓄物資については、監査対象機関のうち総務部総合防災室に対して監査調書及び実地調査の結果に基づき監査委員事務局職員による予備監査を実施した。

(4) 本監査

監査対象機関のうち総務部総合防災室に対して監査調書、実地調査及び予備監査の結果に基づき監査委員による本監査を実施した。

第2 監査の結果

1 防災資機材

(1) 防災資機材の保管状況の確認について

防災計画において、県は、広域的又は大規模な災害において、市町村等が行う災害応急対策活動を支援するため、表1に掲げる防災資機材を整備し、定期的に点検整備を行い、必要な補充を行うこととされている。

そこで、監査対象機関において所管する防災資機材の保管状況等を把握しているか調査したところ、次のとおりであった。

【表4】防災資機材保管状況の把握

防災資機材	保管状況の把握
水防用資機材	油中和剤等の薬剤、プラスチック製品等経年劣化のおそれがある防災資機材が使用不能になっていないか未確認であった。
空中消火用資機材	概ね適切に確認されていた。
林野火災消火用資機材	概ね適切に確認されていた。
放射性物質災害用資機材	保管場所及び保管数量が未確認であった。

表4のとおり、保管数量等は把握されているものの、経年劣化の状況が確認されていない防災資機材及び保管場所等が把握されていない防災資機材が見られた。保管場所等が把握されていない防災資機材については予備監査後に保管場所等が確認されたが、当該防災資機材は、災害時に市町村等の活動を迅速に支援するために整備しているものであり、経年劣化の状況、保管場所等が未確認であったことは適切でない。

(2) 防災計画に掲載されている防災資機材一覧表について

防災資機材の数量、保管場所等については、防災計画資料編に一覧表形式で公表されており、防災計画の改訂にあわせて毎年度更新されている。なお、本行政監査実施時における防

災計画は令和2年5月29日時点である。

そこで、これら一覧表について調査したところ、次のとおりであった。

【表5】一覧表の状況

防災資機材	公表されている一覧表の状況
水防用資機材	平成30年4月1日時点のものであり、より新しい時点に更新する必要があった。
空中消火用資機材	平成28年4月1日時点のものであり、より新しい時点に更新する必要があった。 表中に誤植があった。
林野火災消火用資機材	新しい時点のものに更新されていたが、表中に一部誤植や表と表の注釈との間の不整合等があった。
放射性物質災害用資機材	平成24年11月1日時点のものであり、より新しい時点に更新する必要があった。

表5のとおり、これら一覧表には、より新しい時点に更新する必要があったにもかかわらず、更新されていないもの、直近の状況が確認されていないもの、表に誤植があるもの等が見られた。

監査対象機関からは新しい状況を把握していたが更新を失念した、以前の原稿をそのまま使用した等の説明があったが、これらの一覧表は最新の防災計画の資料として広く公表されるものであり、その内容が十分に確認されず正確な情報が記載されていないことは適切でない。

2 備蓄物資

(1) 備蓄物資の調達、数量確保等について

備蓄物資の品目、数量等については、実地調査したところ概ね適切に調達、確保されていた。

また、他都道府県の監査委員が過去に実施した同様の行政監査では、保管している箱に内容物が表示されておらず中身が分からない事例があったことから、この点についても調査したところ、本県では備蓄物資を発注する際に内容物、有効期限等を箱に表示する仕様としており、実地調査でも品目、数量、保存年限等が一目で分かるよう表示されていた。

備蓄物資の保管状況（葛巻町社会体育館（機械室）の例）



なお、実地調査においては、新型コロナウイルス感染症対策として非接触式体温計、除菌アルコールジェル、パーティション等も備蓄されており、総務部総合防災室からは、調査時点においてはこれらは備蓄指針等に掲載はないが、今後備蓄物資として掲載する予定であるとの説明があった。

(2) 備蓄物資の管理主体について

備蓄物資の管理については、備蓄指針において保管場所の管理者が行うこととされている。

そこで、備蓄物資の管理について調査したところ、実地調査で一部の物資備蓄防災拠点から備蓄物資の保管場所を提供しているのみであり、特段の管理は行っていないとの説明があった。総務部総合防災室からは、数量確認等は同室が適切に行っているとの説明があったが、備蓄物資の日常の管理や災害時の搬出を円滑に行うためには備蓄指針と運用実態が整合していないことは適切でない。

(3) 運用マニュアルの適用について

災害時に備蓄物資を迅速に活用するため、物資備蓄防災拠点における平常時の準備項目を記載した岩手県広域防災拠点運用マニュアル（以下「運用マニュアル」という。）が定められている。そこで、この運用マニュアルを調査したところ、運用マニュアルは、物資備蓄防災拠点のほか情報提供機能、現場活動支援機能、災害医療活動支援機能等を有する様々な拠点全てを対象としたマニュアルとなっており、記載されている平常時の準備項目のいずれが物資備蓄防災拠点に適用されるのかが明らかではなかった。総務部総合防災室からは、平常時の準備項目の一つとして記載されている緊急時対応者の情報共有については、年度当初に物資備蓄防災拠点との間で行っているとの説明があったが、これ以外の項目が物資備蓄防災拠点に適用されるのかは不明確であった。

物資備蓄防災拠点の平常時の準備が整えられていることは災害時の備蓄物資の迅速な活用につながるものであることから、運用マニュアルに規定されている平常時の準備項目のいずれが物資備蓄防災拠点に対して適用されるのかが明らかでないことは適切でない。

(4) 物資備蓄防災拠点が参加する訓練等の実施について

備蓄物資を物資備蓄防災拠点から搬出する作業について調査したところ、実際に備蓄物資を搬出した経験のある物資備蓄防災拠点はあったが、搬出作業に係る訓練等は実施されていなかった。

物資備蓄防災拠点は保管場所の鍵の管理等を行っており、また、災害時には夜間、休日といった執務時間外に対応しなければならないなど不測の事態も考えられることから、訓練等により事前に備蓄物資の搬出等を経験しておくことは、災害時の備蓄物資の迅速な搬出や関係者間の連携強化のために重要と考えられる。

第3 監査意見

東日本大震災津波から10年目が経過し、その後も本県では平成28年台風第10号、令和元年台風第19号等による大規模な自然災害が発生している。そのような中、県の防災資機材及び備蓄物資が災害時に迅速に活用できるよう適切に管理されていることは重要である。

そこで、防災資機材等の整備及び管理の状況について行った行政監査の結果は上記のとおりであり、これらの結果に対して次のとおり評価し意見を述べる。

1 全体の評価

防災資機材等の整備及び管理については、概ね適切に実施されているものと認められたが、一部に検討を要する事項が見られた。

については、以下の意見に留意し、引き続き、防災資機材等の適切な整備及び管理に努められたい。

2 意見

(1) 防災資機材の保管状況の確認について

防災資機材の保管状況の確認について、保管数量等は把握されているものの経年劣化の状況が確認されていない防災資機材及び保管場所等が把握されていない防災資機材が見られた。

防災資機材については、防災計画において県が整備、点検等を行うこととされており、その保管状況等を確認しておくことは広域的又は大規模な災害において市町村等を支援するために重要と考えられる。

このことから監査対象機関においては、防災資機材の保管状況、使用可能な状態かどうか等を日常から適切に確認しておく必要がある。

(2) 防災計画に掲載されている防災資機材一覧表について

防災計画に掲載されている防災資機材一覧表について、より新しい時点のものに更新できるにもかかわらず更新されていないもの等が見られた。

防災資機材一覧表については、最新防災計画の資料として正確な情報が公表されることが重要と考えられる。

このことから監査対象機関においては、防災資機材一覧表が最近のものとなっているか、毎年度の防災計画の改訂にあわせて内容等を十分に確認する必要がある。

(3) 備蓄物資の管理主体について

備蓄物資の管理主体について、備蓄指針の規定と一部の物資備蓄防災拠点及び総務部総合防災室の認識が整合していなかった。

備蓄物資については、市町村等を支援するために県が備蓄し点検することとされており、その活用に備え適切に管理されることは重要と考えられる。

このことから監査対象機関においては、備蓄指針の規定、運用実態等を整理し、備蓄物資の管理が適切になされるよう、そのあり方について共通理解を図る必要がある。

(4) 運用マニュアルの適用について

物資備蓄防災拠点の平常時の準備について、現行の運用マニュアルは物資備蓄機能のほか様々な機能の拠点全てを対象としたマニュアルとなっており、規定されている平常時の準備項目のいずれが物資備蓄防災拠点に適用されるのかが明らかでなかった。

物資備蓄防災拠点については、平常時から準備が整えられていることが災害時に備蓄物資を迅速に活用するため重要と考えられる。

このことから監査対象機関においては、運用マニュアルに規定されている平常時の準備項目のいずれが物資備蓄防災拠点に対して適用されるかを明確化する必要がある。

(5) 物資備蓄防災拠点が参加する訓練等の実施について

備蓄物資を物資備蓄防災拠点から搬出する作業について、物資備蓄防災拠点が参加する訓練等が実施されていなかった。

物資備蓄防災拠点の管理者は保管場所の鍵の管理等を行っており、また、災害時等においては執務時間外に対応しなければならないなど不測の事態も考えられることから、物資備蓄防災拠点が参加する訓練等が実施されることは備蓄物資を迅速に搬出する上で重要と考えられる。

このことから監査対象機関においては、物資備蓄防災拠点が参加する備蓄物資の搬出訓練等を実施する必要がある。

【参考資料】

1 岩手県地域防災計画

(監査の目的関係、監査の結果、監査意見-備蓄物資管理主体関係)

第2章 災害予防計画

第6節の2 食料・生活必需品等の備蓄計画

第2 県及び市町村の役割

1 県の役割

- 市町村が飲料水、食料、毛布、簡易トイレ等避難生活に必要な物資（以下この節において「物資」という。）の供給又は調達が困難な場合に備え、県内の各地域に物資を備蓄し、定期的に点検及び更新を行う。

(監査の目的関係、監査の対象関係、監査の結果、監査意見-防災資機材保管状況関係)

第2章 災害予防計画

第8節 防災施設等整備計画

第5 防災資機材等の整備

- 県は、広域的又は大規模な災害において、市町村等が行う災害応急対策活動を支援するため、次の資機材を整備し、定期的に点検整備を行い、必要な補充を行う。
 - (1) 水防用資機材
 - (2) 空中消火用資機材
 - (3) 林野火災消火用資機材
 - (4) 放射性物質災害用資機材

2 岩手県広域防災拠点配置計画

(監査の目的関係)

第3章 広域防災拠点の運用等

5 運用開始までのスケジュール

(2) 必要となる設備等の整備

(略)なお、「平常時における物資・資機材の備蓄機能」の整備については、備蓄物資の購入には多額の費用を要し、また保存期間（又は有効期限）が満了したものは更新する必要があることから、本県の財政状況を考慮し、経費の平準化を図る観点から平成26年度から平成30年度までの5カ年に分けて行うものとする。

3 岩手県災害備蓄指針

(監査の対象関係)

5 県の備蓄方針

(3) 備蓄物資の種類及び具体的な品目

県は、県地域防災計画の規定や東日本大震災津波の災害対応検証報告書の備蓄の在り方に係る課題、さらには市町村の備蓄状況を踏まえ、避難生活に最低限必要となる食料、飲料水、毛布、トイレの4種類を備蓄するものとする。

この4種類の備蓄物資の具体的な品目は、次のとおりとする。

備蓄物資	具体的な品目
食料	乾燥米（主食としてアルファ米等、アレルギー27品目不使用）、栄養補助食品（カロリーメイト等） ※ 両方合せて、1日当たり1,600キロカロリー程度の摂取が目安（スフィア・プロジェクト（人道憲章と人道対応に関する最低基準）の栄養所要量に基づくもの）。
飲料水	保存水（ペットボトル） ※ 一人当たり3ℓ/日が目安（スフィア・プロジェクト（人道憲章と人道対応に関する最低基準）の生存に必要な水の摂取量に基づくもの）。
毛布	真空パック毛布（難燃性、抗菌・防臭加工が施されたもの） ※ クリーニングで再使用可能なものとする。
トイレ	携帯トイレ（蓄便袋・凝固剤・便収納袋） ※ あらゆる便器に取り付けられ、薬剤を振りかけるだけでし尿処理ができるタイプのもの。 組立式トイレ（洋式） ※ 100人当たり1個室が目安（国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）が示す緊急事態における数量の目安）

(4) 備蓄量

イ 県の備蓄量

(略)県の備蓄量は以下のとおりとする。

備蓄物資	備蓄量	備蓄量の算定根拠
食料	28,800食	1,600人×3食×3日×2（主食、栄養補助食品） ※発災後3日分の食料が目安。
飲料水	109,800ℓ	18,300人×3ℓ×2日 ※給水活動が行われるまでの間が目安。
毛布	1,500枚	1,500枚/人 ※一人当たり一枚が目安。
携帯トイレ	171,000個	9,500人×6回×3日 ※一人当たり3日分が目安。
組立式トイレ	95基	9,500人/100人 ※百人当たり1基が目安。

(監査の結果、監査意見-備蓄物資管理主体関係)

6 県の備蓄物資の維持管理及び更新

県の備蓄物資については、(略)災害時に被災者に供給することができるよう、以下に定めるとおり、定期的に維持管理(保管及び点検並びに在庫管理)及び更新を行うこととする。

(1) 備蓄物資の維持管理

備蓄物資の維持管理(備蓄物資の保管及び点検並びに在庫管理)については、以下のとおり備蓄物資の保管場所の管理者が行うものとする。

備蓄物資の保管場所	備蓄物資の維持管理主体
広域防災拠点施設	当該施設の管理者(県、市町村等)
県合同庁舎	県(地方支部総務班の担当部署)
市町村役場庁舎	市町村(消防防災主管課)

4 岩手県広域防災拠点運用マニュアル

(監査の対象関係)

第2 基本的事項

2 広域防災拠点の機能と具体的な運用

○ 広域防災拠点施設に付与する機能及び具体の利用場所は以下のとおりとする。

(1) 広域支援拠点の施設毎の機能と利用場所(抜粋)

備えるべき機能	主な機能の内容	機能を付与する施設と想定される利用場所
平常時における物資・資機材の備蓄機能	○飲食料品、生活用品等の備蓄機能	①岩手県消防学校(資機材保管庫)

(2) 後方支援拠点の施設毎の機能と利用場所(抜粋)

備えるべき機能	主な機能の内容	機能を付与する施設と想定される利用場所
平常時における物資・資機材の備蓄機能	○飲食料品、生活用品等の備蓄機能	(二戸エリア) 二戸市防災倉庫 (葛巻エリア) 葛巻町社会体育館(機械室) (遠野エリア) 県遠野地区合同庁舎 (北上エリア) 県北上地区合同庁舎

(監査の結果、監査意見-運用マニュアル適用関係)

第2 基本的事項

3 平常時の準備 (抜粋)

- (1) 運用体制の確立
 - ア 配備体制の整備
 - イ 緊急連絡系統の確認
 - ウ 緊急時対応者の情報共有
- (2) 利用する施設の区域設定等
- (3) 施設の安全確保
- (4) 対応マニュアル等の整備

5 決算審査

(1) 令和元年度岩手県歳入歳出決算審査意見書の概要

ア 歳入歳出決算の概況

区 分	一般会計				
	令和元年度	平成30年度	対前年度増減		
			金額	率	
歳入決算額 (a)	円 1,010,552,681,446	円 1,050,069,799,928	円 △ 39,517,118,482	% △ 3.8	
歳出決算額 (b)	937,632,083,509	976,841,049,749	△ 39,208,966,240	△ 4.0	
歳入歳出差引額 (a) - (b) (c)	72,920,597,937	73,228,750,179	△ 308,152,242	△ 0.4	
翌年度へ繰り越すべき財源	継続費通次繰越額				
	繰越明許費繰越額	53,165,309,551	47,076,503,258	6,088,806,293	12.9
	事故繰越し繰越額	6,668,891,916	7,100,789,662	△ 431,897,746	△ 6.1
	合計 (d)	59,834,201,467	54,177,292,920	5,656,908,547	10.4
実質収支額 (c) - (d)	13,086,396,470	19,051,457,259	△ 5,965,060,789	△ 31.3	

区 分	特別会計				
	令和元年度	平成30年度	対前年度増減		
			金額	率	
歳入決算額 (a)	円 322,549,964,226	円 304,763,508,775	円 17,786,455,451	% 5.8	
歳出決算額 (b)	319,032,843,336	299,875,069,911	19,157,773,425	6.4	
歳入歳出差引額 (a) - (b) (c)	3,517,120,890	4,888,438,864	△ 1,371,317,974	△ 28.1	
翌年度へ繰り越すべき財源	継続費通次繰越額				
	繰越明許費繰越額	59,305,200	560,347,000	△ 501,041,800	△ 89.4
	事故繰越し繰越額	7,050,000		7,050,000	皆増
	合計 (d)	66,355,200	560,347,000	△ 493,991,800	△ 88.2
実質収支額 (c) - (d)	3,450,765,690	4,328,091,864	△ 877,326,174	△ 20.3	

(参考) 主な財政指標の推移

指標	元年度		31年度		前年度増減	
	金額	率	金額	率	金額	率
経常収支比率	96.3	%	96.2	%	0.1	ポイント
実質公債費比率	15.3		16.7		△ 1.4	
年度末県債現在高 (普通会計)	1,335,815	百万円	1,347,437	百万円	△ 11,622	百万円
					△ 0.9	%

イ 意見書の内容

審査の方法	<p>令和元年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算の審査に当たっては、監査委員監査基準に準拠して、知事から提出された決算関係書類について決算の計数は正確か、各会計の予算の執行はそれぞれ予算議決の趣旨に沿い、かつ、関係法令等に基づき適正に処理されているか、財産の取得、管理及び処分は適正に行われているかなどを主眼とし、決算の調製に必要な証書類を照合精査するとともに、既に行われた監査及び現金出納検査の結果も踏まえて厳正に実施した。</p> <p>なお、監査に当たっては、監査対象機関への新型コロナウイルス感染症対策による影響等を考慮し、状況等を注視しつつ弾力的に実施した。</p>
審査の結果	<p>令和元年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算額は、関係諸帳簿、証書類及び指定金融機関の歳入歳出計算書と合致しており、その計数は正確であると認められた。</p> <p>また、予算の執行、財産の管理など財務に関する事務については、一部に留意改善を要するものがあつたものの、おおむね適正に処理されているものと認められた。</p>
審査意見	<p>1 歳入歳出決算の状況</p> <p>令和元年度一般会計歳入歳出決算は、歳入が1兆105億5,268万1,446円で前年度に比べて395億円余(3.8%)の減少、歳出も9,376億3,208万3,509円で前年度に比べて392億円余(4.0%)の減少となった。歳入歳出差引額は729億2,059万7,937円であり、事業の繰越しに伴って翌年度に繰り越すべき財源598億3,420万1,467円を差し引いた実質収支額は130億8,639万6,470円の黒字となった。</p> <p>令和元年度の実質収支額と前年度実質収支額との差額である単年度収支額は、59億6,506万789円の赤字となり、これに財政調整基金の取崩額などを加味して算定した実質単年度収支額も105億8,820万5,159円の赤字となった。</p> <p>また、母子父子寡婦福祉資金特別会計ほか10特別会計の歳入歳出決算は、歳入が3,225億4,996万4,226円で前年度に比べて177億円余(5.8%)の増加、歳出も3,190億3,284万3,336円で前年度に比べて191億円余(6.4%)の増加となった。歳入歳出差引額は35億1,712万890円であり、翌年度に繰り越すべき財源6,635万5,200円を差し引いた実質収支額は34億5,076万5,690円の黒字となった。</p> <p>2 財政運営の状況</p> <p>令和元年度の一般会計における財政運営は、歳入においては、子ども・子育て支援臨時交付金の新設による地方特例交付金の増などがあったものの、県債管理基金及び東日本大震災復興交付金基金等の繰入金金の減、貸付金元利収入等の諸収入の減などにより、歳入総額は前年度を下回った。</p> <p>歳出においては、海岸高潮対策事業費、経営体育成基盤整備事業費及び漁港施設機能強化事業費等に係る農林水産業費の増などがあったものの、地域連携道路整備事業費等に係る土木費、漁港災害復旧事業費、河川等災害復旧事業費及び港湾災害復旧事業費等に係る災害復旧費、公債管理特別会計繰出金に係る公債費の減などにより、歳出総額も前年度を下回った。</p> <p>また、災害復旧関連事業等の翌年度への繰越額は増加したが、災害復旧費などの不用額は減少した。</p> <p>次に、令和元年度の普通会計決算を主な指標で見ると、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は96.3%と対前年度比で0.1ポイント増加した。</p> <p>また、一般財源の規模に占める公債費の割合を示す実質公債費比率は、15.3%と対前年度比で1.4ポイント減少し、地方財政法上、地方債の発行に当たり国の許可が必要となる基準(18%)を下回った。</p> <p>なお、令和元年度末の普通会計における県債残高は1兆3,358億円余と前年度末に比べ116億円余減少した。</p>

	<p>3 総括的意見</p> <p>県では、令和元年度予算を「新時代スタートダッシュ予算」と位置付け、いわて県民計画（2019～2028）のもと、東日本大震災津波からの復興と平成28年台風第10号災害からの復旧・復興に最優先で取り組むとともに、本計画に掲げる県民みんなで目指す将来像の実現に向けた取組を推進してきたところである。</p> <p>県が発表した「いわて復興レポート2020」によると、県民の復興に対する実感については、県全域で「進んでいる・やや進んでいると感じる」という回答が「遅れている・やや遅れていると感じる」という回答を上回っており、沿岸部では「進んでいる・やや進んでいると感じる」という回答が初めて5割を超えた。</p> <p>しかしながら、いまだに応急仮設住宅などでの不自由な生活を余儀なくされている方々や、平成28年台風第10号及び令和元年台風第19号で被害に遭われた方々の暮らしの再建やなりわいの再生など、復旧・復興に全力で取り組む必要がある。このことから、被災者一人ひとりに寄り添い、県民が実感できる本格復興を強力に推進するとともに、いわて県民計画（2019～2028）に盛り込まれた本県が直面する喫緊の課題の克服に向けた施策の展開、人材の確保など体制面の強化と財源の確保に一層努められたい。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止と社会経済活動の維持の両立のため、各種の対策が求められていることから、このための財源の確保と執行体制を整備するとともに適正かつ迅速な事務事業の推進に努められたい。</p> <p>一方、県財政は、歳入面においては、企業収益の減などに伴い県税収入が前年度を下回り、歳出面においては、公債費負担適正化の着実な取組に伴う公債費の減少などがあったものの、依然として高い水準で推移する県債の償還や社会保障関係経費の増加などによって財政構造が硬化化しており、加えて財源対策基金残高の減少などにより、引き続き厳しい財政運営を強いられることが予想される。</p> <p>今後は、東日本大震災津波、平成28年台風第10号災害及び令和元年台風第19号災害からの一日も早い復旧・復興はもとより、新型コロナウイルス感染症対策や新たな重要課題に迅速かつ確に対応するため、限られた財源を重点的かつ効率的に活用するとともに、経済性、有効性の観点にも十分留意のうえ、適時適切な行財政運営等に努められたい。また、中長期的には、環境の変化も踏まえた公債費負担の適正化に取り組み、県債残高の縮減を図るなど、健全かつ計画的な財政運営のもとに「希望郷いわて」実現のための施策が積極的に展開されるよう強く望むものである。</p>
<p>審査意見</p>	<p>4 個別的意見</p> <p>(1) 留意改善を要する事項について</p> <p>令和元年度決算の監査結果では、指摘事項は20件となり、前年度と同数となった。</p> <p>指摘事項の内容を見ると、諸手当の算定及び赴任旅費の支出金額の誤りなどの支出事務の不適當なものが8件、財産管理簿や備品管理一覧表の未整理などの財産管理の不適當なものが7件と、依然として組織によるチェックや進捗管理の実施により適正執行が可能となる定例的、定型的な会計事務の指摘事項が多いことから、これらの発生原因や再発防止策を共有し、同様の指摘事項の再発防止に努めるなど、全庁的な取組を一層強化することが求められる。</p> <p>(2) 内部管理体制について</p> <p>指摘事項の中には、複数の職員で確認すれば防止できる単純ミスや法令等諸規程の適用根拠が不明確など財務事務に対する認識が不足しているものが見受けられたほか、前年度の監査の結果、指摘を受けたにもかかわらず今年度も同一事務について連続して指摘を受けたものが認められた。</p> <p>このことから、財務事務の制度所管部署と本庁各部局等及び各広域振興局等が連携し、全庁的なチェック体制の強化に引き続き取り組むとともに、職員の意識改革を図るよう強く求めるところであり、この対応を実施することが、効果的な内部統制体制の構築による自律的なチェック機能の強化につながっていくものと期待される。</p> <p>県においては、補助金事務や委託契約の適正な事務処理を確保するため、従来からの内部考査の実施等の対策や、各広域振興局への審査指導監の設置に加え、令和元年度よりリスクマネジメントの取組として内部統制体制の整備、運用を行うことにより、さらに相互牽制機能を高めようとしているところであり、これらの取組を通じてより一層内部管理体制の確立に努められたい。</p> <p>(3) 収入未済等について</p> <p>令和元年度一般会計における収入未済額は、249億9,023万円余で前年度に比べて6,701万円余（0.3%）増加したものの、県境不法投棄現場環境再生求償金229億6,784万円余を除いた額は20億2,238万円余となり、前年度に比べて2億11万円余（9.0%）減少している。</p> <p>また、特別会計における収入未済額は、20億4,598万円余で前年度に比べて3,499万円余（1.7%）減少している。</p> <p>収入未済額の縮減については、一部に取組の成果が認められるものの、債権の種類や担当部署によって取組に強弱も見受けられ、収入未済額は今なお多額な状況にあるため、負担の公平性・公正性を堅持する観点からは、新たな収入未済の発生防止と既存の収入未済の解消を柱として、職員等に督促等の実施方法について浸透を図るなど、収入未済額の縮減を図るための全庁的な取組が必要である。</p> <p>さらには、既存の債権管理マニュアル等をその運用実態や有効性を定期的に検証しつつ見直すことにより、担当部署としてなすべき具体的な対応を明示し、より実態に即した対策を速やかに講ずることが重要である。併せて、債務者の財産状況等の定期的な把握を徹底し、事案によっては債権保全策の強化や従事する職員の重点的な配置など組織的な取組の強化に努められたい。</p> <p>なお、未収債権については、徴収及び管理コストを勘案するとともに、資産としての価値の適正評価に基づいて効率的かつ確実な回収を検討する必要がある。</p> <p>(4) 職員の資質向上について</p> <p>指摘事項が生じる背景としては、内部管理体制上の問題のほか、全体の事務量が増加する中、一部に財務関係法規等について十分な理解がないままに前例を踏襲し事務を進めている現状がある。</p> <p>このことから相談機能等を強化するほか、これまでも経理事務や補助金委託事務に関するマニュアル等の整備による事務の標準化、会計事務ハンドブックの整備、会計事務の適正化のための研修、行政経営プランに基づき実践的な課題解決能力の向上に向けた研修体系の構築などが実施されているところであり、優れた取組や不適切事例に係る再発防止策等について全庁での共有をさらに強化し、これらの取組を継続していくことが重要と考える。</p> <p>事務事業の円滑な執行を図り、県民の負託に的確に応える事務品質を確保するため、専門的知識と経験を有する職員を活用し、実務を通じた指導や助言、知識や経験の承継ができる職場環境を整備するとともに、会計事務に係る研修の充実や指導・助言体制の強化などにより、職員自らが創意工夫を凝らし、より良い行政とするための目的意識や意欲を高め、職員全体の一層の資質向上に努められたい。</p>

※意見書提出年月日 令和2年9月10日

(2) 令和元年度岩手県立病院等事業会計決算審査意見書の概要

ア 財政状態及び経営成績

比較損益計算書

科 目	平成29年度		平成30年度		令和元年度		対前年度増減	
	金 額	金 額	金 額	金 額	金 額	金 額	率	
	円	円	円	円	円	円	%	
1 医業収益	88,512,561,561	90,373,093,695	92,558,062,214	2,184,968,519	2.4			
(1) 入院収益	55,588,424,731	57,104,001,562	58,293,931,245	1,189,929,683	2.1			
(2) 外来収益	26,765,315,429	26,964,620,636	28,273,412,675	1,308,792,039	4.9			
(3) その他医業収益	6,158,821,401	6,304,471,497	5,990,718,294	△ 313,753,203	△ 5.0			
2 医業費用	98,287,631,412	100,725,279,028	103,520,717,705	2,795,438,677	2.8			
(1) 給与費	55,949,549,333	56,662,878,997	57,466,746,626	803,867,629	1.4			
(2) 材料費	23,016,757,570	23,235,567,504	24,481,789,429	1,246,221,925	5.4			
(3) 経費	13,549,841,643	14,021,534,165	14,233,295,194	211,761,029	1.5			
(4) 交際費	69,926	174,259	201,158	26,899	15.4			
(5) 減価償却費	5,203,935,511	6,176,286,584	6,734,096,297	557,809,713	9.0			
(6) 資産減耗費	135,962,820	196,138,967	150,745,486	△ 45,393,481	△ 23.1			
(7) 研究研修費	431,514,609	432,698,552	453,843,515	21,144,963	4.9			
(医業損益)	△ 9,775,069,851	△ 10,352,185,333	△ 10,962,655,491	△ 610,470,158	△ 5.9			
3 医業外収益	15,483,293,643	16,455,010,054	17,036,434,343	581,424,289	3.5			
(1) 受取利息及び配当金	10,797,459	820,874	31,013,769	30,192,895	3,678.1			
(2) 補助金	498,483,926	568,274,000	488,483,023	△ 79,790,977	△ 14.0			
(3) 負担金交付金	12,307,921,000	12,427,902,000	12,613,772,000	185,870,000	1.5			
(4) 患者外給食収益	4,292,167	4,274,388	3,761,986	△ 512,402	△ 12.0			
(5) 長期前受金戻入	1,971,984,685	2,775,110,859	3,236,756,221	461,645,362	16.6			
(6) その他医業外収益	689,814,406	678,627,933	662,647,344	△ 15,980,589	△ 2.4			
4 医業外費用	5,627,394,811	5,493,073,479	5,753,466,099	260,392,620	4.7			
(1) 支払利息及び企業債取扱諸費	1,896,199,136	1,742,114,059	1,590,669,974	△ 151,444,085	△ 8.7			
(2) 繰延勘定償却	181,174,600	79,516,154	0	△ 79,516,154	皆減			
(3) 患者外給食材料費	1,347,986	1,372,083	1,076,814	△ 295,269	△ 21.5			
(4) 雑損失	3,548,673,089	3,670,071,183	4,161,719,311	491,648,128	13.4			
(医業外損益)	9,855,898,832	10,961,936,575	11,282,968,244	321,031,669	2.9			
経常損益	80,828,981	609,751,242	320,312,753	△ 289,438,489	△ 47.5			
5 特別利益	0	318,304,490	0	0	皆減			
(1) 固定資産売却益	-	318,304,490	0	0	皆減			
(2) その他特別利益	-	-	-	-	-			
6 特別損失	575,610,185	2,289,083,798	914,076,382	△ 1,375,007,416	△ 60.1			
(1) 固定資産売却損	-	389,694,523	0	△ 389,694,523	皆減			
(2) その他特別損失	575,610,185	1,899,389,275	914,076,382	△ 985,312,893	△ 51.9			
(事業収益合計)	103,995,855,204	107,146,408,239	109,594,496,557	2,448,088,318	2.3			
(事業費用合計)	104,490,636,408	108,507,436,305	110,188,260,186	1,680,823,881	1.5			
(純損益)	△ 494,781,204	△ 1,361,028,066	△ 593,763,629	767,264,437	56.4			
前年度繰越欠損金	45,979,408,074	46,474,189,278	47,835,217,344	1,361,028,066	2.9			
当年度未処理欠損金	46,474,189,278	47,835,217,344	48,428,980,973	593,763,629	1.2			

(参考) 利用患者数及び病床利用率

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	対前年度増減	
	人	人	人	人	%
入院患者数 (a)	1,226,812	1,209,513	1,194,902	△ 14,611	△ 1.2
外来患者数 (b)	1,900,687	1,856,504	1,816,735	△ 39,769	△ 2.1
年間延患者数 (a)+(b)	3,127,499	3,066,017	3,011,637	△ 54,380	△ 1.8
病床利用率	71.9%	73.0%	72.4%	-	△ 0.6

※ 病床利用率 = (年間延入院患者数 ÷ 年間延病床数) × 100

比較貸借対照表

科 目	平成29年度	平成30年度	令和元年度	対前年度増減	
	金 額	金 額	金 額	金 額	率
	円	円	円	円	%
1 固定資産	204,985,092,512	204,061,385,341	197,717,661,519	△ 6,343,723,822	△ 3.1
(1) 土地	18,406,100,046	17,802,054,409	17,608,409,499	△ 193,644,910	△ 1.1
(2) 建物	134,827,010,364	132,235,520,946	132,103,920,253	△ 131,600,693	△ 0.1
(3) 医療器械	35,808,194,255	35,194,631,575	33,870,318,174	△ 1,324,313,401	△ 3.8
(4) 備品	2,940,789,396	2,732,194,347	2,772,039,465	39,845,118	1.5
(5) 車両	136,381,238	125,204,382	121,826,088	△ 3,378,294	△ 2.7
(6) リース資産	88,618,781	59,079,653	29,540,525	△ 29,539,128	△ 50.0
(7) その他有形固定資産	2,219,655,501	2,107,131,529	2,021,825,587	△ 85,305,942	△ 4.0
(8) 建設仮勘定	2,145,100,904	5,055,644,652	227,416,466	△ 4,828,228,186	△ 95.5
(9) 電話加入権	42,253,843	42,253,843	42,253,843	0	0.0
(10) ソフトウェア	2,099,825,343	2,169,259,816	2,253,183,961	83,924,145	3.9
(11) 長期貸付金	3,140,300,000	3,339,500,000	3,412,700,000	73,200,000	2.2
返還免除引当金	△ 405,954,800	△ 446,404,800	△ 501,723,600	△ 55,318,800	△ 12.4
(12) 長期前払消費税	2,566,344,841	2,674,842,189	2,785,478,458	110,636,269	4.1
(13) 医師養成負担金	970,472,800	970,472,800	970,472,800	0	0.0
2 流動資産	20,481,383,622	19,913,595,916	17,139,468,203	△ 2,774,127,713	△ 13.9
(1) 現金及び預金	3,877,297,911	3,845,958,401	786,262,752	△ 3,059,695,649	△ 79.6
(2) 過年度医業未収金	519,451,676	500,815,584	494,095,449	△ 6,720,135	△ 1.3
(3) 年度内医業未収金	14,064,856,525	14,151,392,667	14,884,096,898	732,704,231	5.2
(4) 医業外未収金	474,010,693	553,208,246	448,024,350	△ 105,183,896	△ 19.0
(5) その他未収金	1,033,237,987	420,230,988	102,225,631	△ 318,005,357	△ 75.7
貸倒引当金	△ 32,904,151	△ 34,639,486	△ 38,904,642	△ 4,265,156	△ 12.3
(6) 薬品	444,828,109	399,181,722	327,567,176	△ 71,614,546	△ 17.9
(7) 燃料	48,967,281	49,711,146	49,302,446	△ 408,700	△ 0.8
(8) 前払金	51,637,591	27,736,648	86,798,143	59,061,495	212.9
3 繰延勘定	79,516,154	0	0	0	0.0
(1) 開発費	79,516,154	0	0	0	0.0
資 産 合 計	225,545,992,288	223,974,981,257	214,857,129,722	△ 9,117,851,535	△ 4.1
4 固定負債	124,761,614,696	121,591,933,784	117,350,168,431	△ 4,241,765,353	△ 3.5
(1) 建設改良費等の財源に充てるための企業債	91,006,061,235	87,180,963,802	82,742,353,997	△ 4,438,609,805	△ 5.1
(2) その他の企業債	803,300,000	1,193,800,000	1,025,400,000	△ 168,400,000	△ 14.1
(3) その他の長期借入金	7,000,000,000	7,000,000,000	7,000,000,000	0	0.0
(4) リース債務	65,589,122	33,099,314	0	△ 33,099,314	皆減
(5) 退職給付引当金	25,886,664,339	26,184,070,668	26,582,414,434	398,343,766	1.5
5 流動負債	25,691,406,095	26,870,133,083	24,299,885,528	△ 2,570,247,555	△ 9.6
(1) 建設改良費等の財源に充てるための企業債	13,356,753,731	13,492,897,433	12,683,609,805	△ 809,287,628	△ 6.0
(2) その他の企業債	106,300,000	168,400,000	168,400,000	0	0.0
(3) その他の長期借入金	1,000,000,000	1,000,000,000	1,000,000,000	0	0.0
(4) リース債務	31,891,534	32,489,808	33,099,314	609,506	1.9
(5) 医業未払金	3,870,223,033	3,617,781,759	3,964,092,707	346,310,948	9.6
(6) 医業外未払金	28,436,730	29,594,407	47,477,546	17,883,139	60.4
(7) その他未払金	4,242,137,866	5,255,446,053	3,062,999,326	△ 2,192,446,727	△ 41.7
(8) 賞与引当金	2,262,335,938	2,431,039,310	2,477,628,204	46,588,894	1.9
(9) 法定福利費引当金	415,304,782	450,586,140	461,303,490	10,717,350	2.4
(10) 預り金	378,022,481	391,898,173	401,275,136	9,376,963	2.4
6 繰延収益	12,263,376,753	11,269,703,879	11,395,498,718	125,794,839	1.1
(1) 長期前受金	12,263,376,753	11,269,703,879	11,395,498,718	125,794,839	1.1
負 債 合 計	162,716,397,544	159,731,770,746	153,045,552,677	△ 6,686,218,069	△ 4.2
7 資本金	27,336,628,902	27,336,628,902	27,336,628,902	0	0.0
(1) 資本金	27,336,628,902	27,336,628,902	27,336,628,902	0	0.0
8 剰余金	35,492,965,842	36,906,581,609	34,474,948,143	△ 2,431,633,466	△ 6.6
(1) 資本剰余金	81,967,155,120	84,741,798,953	82,903,929,116	△ 1,837,869,837	△ 2.2
(2) 当年度未処理欠損金	△ 46,474,189,278	△ 47,835,217,344	△ 48,428,980,973	△ 593,763,629	1.2
資 本 合 計	62,829,594,744	64,243,210,511	61,811,577,045	△ 2,431,633,466	△ 3.8
負 債 資 本 合 計	225,545,992,288	223,974,981,257	214,857,129,722	△ 9,117,851,535	△ 4.1

イ 意見書の内容

<p>審査の方法</p>	<p>令和元年度の岩手県立病院等事業会計決算の審査に当たっては、監査委員監査基準に準拠して、知事から提出された決算関係書類について、事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているか、地方公営企業法第3条に規定する経営の基本原則に従って運営されているかを検証するため、決算の調製に必要な証書類を照合精査するとともに、定期監査及び現金出納検査の結果を踏まえて厳正に実施した。 なお、監査に当たっては、監査対象機関への新型コロナウイルス感染症対策による影響等を考慮し、状況等を注視しつつ弾力的に実施した。</p>
<p>審査の結果</p>	<p>審査に付された決算関係書類は、地方公営企業法等に準拠して作成され、その計数は正確であり、事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しており、事業の運営も経営の基本原則に沿って行われているものと認められた。 なお、財務事務については、一部に留意改善を要するものが見受けられたが、おおむね適正に処理されているものと認められた。</p>
<p>審査意見</p>	<p>○経営の状況 令和元年度の総収支の状況は、事業収益1,095億9,449万6,557円に対し事業費用1,101億8,826万186円で、純損失5億9,376万3,629円となり、当年度末の累積欠損金は484億2,898万973円となった。 内訳について見ると、医業収益は、地域の医療機関との役割分担と連携を進めたことによる在院日数の短縮等により入院・外来患者数が減少したが、診療報酬の改定、手術料収入及び地域包括ケア病床等の入院料収入の増加並びに高額薬剤使用の増加等により、患者一人1日当たりの収益が伸びたことから、21億8,496万円余増加した。医業外収益は、長期前受金戻入の増等により5億8,142万円余増加した。医業費用は、職員の増員、給与改定に伴う人件費の伸びや材料費、賃金上昇による委託料の増等により27億9,543万円余増加した。医業外費用は、企業債利息が減少したものの、消費税率の引き上げに伴う消費税負担の増加等により2億6,039万円余増加した。 この結果、本業における損益を示す経常損益では、3億2,031万円余の利益を計上し、3期連続して経常黒字となった。 こうした状況の中、「岩手県立病院等の経営計画〔2019-2024〕」に基づき、診療報酬改定内容的確かな把握と適切な施設基準の早期算定による収益確保、SPD（院内物流管理システム）データを活用した診療材料等在庫の適正管理、給食業務委託の導入や後発医薬品の使用拡大等による経費節減、滞納債権回収業務委託による個人医療費未収金の縮減など、経営改善に取り組んだ。 なお、県立病院では、公的医療機関としての使命を果たすため、医師の確保はもとより、二次保健医療圏を基本とした他の医療機関との機能分担・連携強化や基幹病院を中心とした紹介・逆紹介の推進等による地域医療の構築に取り組んでいる。</p> <p>○審査意見 患者一人1日当たりの収益の伸びにより医業収益が増加し、経常損益の3期連続黒字や純損失の縮減など、経営努力が認められる。 しかしながら、6期連続して純損失を計上するなど、厳しい状況が続いていることから、今後の事業運営に当たっては、「岩手県立病院等の経営計画〔2019-2024〕」を着実に実施し、基本となる医業収益の確保に加えて、病床数の最適化、材料在庫等の適正管理、個人医療費未収金の縮減、施設・設備の効率的な整備などにより、引き続き経常利益の確保に努めるとともに、地域医療構想の推進や新たな公立病院改革ガイドラインなど経営を取り巻く環境の変化に迅速に対応し、段階的な累積欠損金の縮減という点からも経営計画に掲げる持続可能な経営基盤の確立に向けた取組を一層積極的に推進されたい。 新型コロナウイルス感染症の影響による前例のない事態のもと、医療局本局及び各県立病院が全力をあげて取り組み、良質で安心な医療を提供するとともに、地域医療を支える体制を充実、強化していくことを期待する。</p>

※意見書提出年月日 令和2年9月10日

(3) 令和元年度岩手県電気事業会計決算審査意見書の概要

ア 財政状態及び経営成績

比較損益計算書

科 目	平成29年度	平成30年度	令和元年度	対前年度増減	
	金 額	金 額	金 額	金 額	率
	円	円	円	円	%
1 営業収益	4,823,432,378	4,975,863,882	4,907,664,241	△ 68,199,641	△1.4
(1) 電力料	4,768,540,126	4,913,868,304	4,827,260,018	△ 86,608,286	△1.8
(2) 営業雑収益	54,892,252	61,995,578	80,404,223	18,408,645	29.7
2 附帯事業収益	454,086,303	1,277,851,442	1,373,446,099	95,594,657	7.5
(1) 電力料	454,086,123	1,277,851,262	1,373,445,919	95,594,657	7.5
(2) 附帯事業雑収益	180	180	180	0	0.0
3 営業費用	3,687,682,887	4,259,610,826	4,008,153,836	△ 251,456,990	△5.9
(1) 水力発電費	3,000,460,753	3,304,872,691	2,990,844,564	△ 314,028,127	△9.5
(2) 管理費	687,222,134	954,738,135	1,017,309,272	62,571,137	6.6
4 附帯事業費用	279,778,692	1,032,833,456	1,170,970,001	138,136,545	13.4
(1) 風力発電費	238,936,475	992,752,199	1,126,616,032	133,863,833	13.5
(2) 太陽光発電費	40,842,217	40,081,257	44,353,969	4,272,712	10.7
(営業利益)	1,310,057,102	961,271,042	1,101,986,503	140,715,461	14.6
5 財務収益	120,464,911	118,230,009	117,596,017	△ 633,992	△0.5
(1) 受取配当金	114,869,630	114,869,630	114,869,630	0	0.0
(2) 受取利息	5,537,981	3,303,079	2,669,087	△ 633,992	△19.2
(3) 有価証券取得差益	57,300	57,300	57,300	0	0.0
6 事業外収益	79,086,983	128,232,975	115,703,663	△ 12,529,312	△9.8
(1) 長期前受金戻入	65,182,686	108,342,861	103,354,346	△ 4,988,515	△4.6
(2) 貸倒引当金戻入	0	2,723,699	0	△ 2,723,699	皆減
(3) 雑収益	13,904,297	17,166,415	12,349,317	△ 4,817,098	△28.1
7 財務費用	64,761,543	53,018,902	41,591,980	△ 11,426,922	△21.6
(1) 支払利息	64,661,143	52,918,502	41,491,580	△ 11,426,922	△21.6
(2) 有価証券償却費	100,400	100,400	100,400	0	0.0
8 事業外費用	72,308,255	3,731,914	3,978,150	246,236	6.6
(1) 雑損失	72,308,255	3,731,914	3,978,150	246,236	6.6
(営業外利益)	62,482,096	189,712,168	187,729,550	△ 1,982,618	△1.0
経常利益	1,372,539,198	1,150,983,210	1,289,716,053	138,732,843	12.1
9 特別利益	0	0	0	0	0.0
10 特別損失	0	0	81,319,679	81,319,679	皆増
(事業収益合計)	5,477,070,575	6,500,178,308	6,514,410,020	14,231,712	0.2
(事業費用合計)	4,104,531,377	5,349,195,098	5,306,013,646	△ 43,181,452	△0.8
(純利益)	1,372,539,198	1,150,983,210	1,208,396,374	57,413,164	5.0
前年度繰越利益剰余金	0	0	0	0	0.0
その他未処分利益剰余金変動額	693,518,182	795,460,347	1,162,250,866	366,790,519	46.1
当年度未処分利益剰余金	2,066,057,380	1,946,443,557	2,370,647,240	424,203,683	21.8

(参考) 供給電力量の状況

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	対前年度増減	
	kWh	kWh	kWh	kWh	%
水力発電(16発電所)	587,380,767	532,402,772	486,256,718	△ 46,146,054	△ 8.7
風力発電(2発電所)	18,847,380	56,111,860	60,244,850	4,132,990	7.4
太陽光発電(1発電所)	1,486,406	1,611,079	1,710,732	99,653	6.2

比較貸借対照表

科目	平成29年度	平成30年度	令和元年度	対前年度増減	
	金額	金額	金額	金額	率
1 固定資産	38,016,266,761	36,395,595,686	34,357,020,458	△ 2,038,575,228	△5.6
(1) 水力発電設備	18,615,805,959	17,651,575,263	16,803,491,288	△ 848,083,975	△4.8
(2) 業務設備	214,861,511	209,563,083	197,933,683	△ 11,629,400	△5.5
(3) 附帯事業固定資産	11,156,889,524	11,267,308,755	10,542,138,443	△ 725,170,312	△6.4
(4) 建設仮勘定	1,462,498,429	1,381,900,950	2,077,840,822	695,939,872	50.4
(5) 建設準備勘定	228,527,407	228,730,907	147,214,728	△ 81,516,179	△35.6
(6) 電話加入権	6,467,283	6,469,283	6,469,283	0	0.0
(7) 電気通信施設利用権	557,369	623,001	477,333	△ 145,668	△23.4
(8) ダム使用権	829,916,937	796,622,673	772,546,565	△ 24,076,108	△3.0
(9) 電気供給施設利用権	589,542	539,658	489,774	△ 49,884	△9.2
(10) 水利権	10,720,615	8,347,910	5,975,205	△ 2,372,705	△28.4
(11) 水道施設利用権	131,800	118,600	105,400	△ 13,200	△11.1
(12) 地役権	6,422,987	6,222,089	6,021,191	△ 200,898	△3.2
(13) 借地権	225,740	225,740	225,740	0	0.0
(14) 地上権	0	10,688,292	8,514,413	△ 2,173,879	△20.3
(15) 投資有価証券	5,408,838,658	4,801,419,482	3,787,576,590	△ 1,013,842,892	△21.1
(16) 長期貸付金	73,813,000	25,240,000	0	△ 25,240,000	皆減
2 流動資産	14,872,924,539	13,927,620,701	15,724,156,168	1,796,535,467	12.9
(1) 現金預金	6,859,588,281	5,058,483,617	4,525,582,964	△ 532,900,653	△10.5
(2) 未収金	755,351,562	620,548,522	668,795,642	48,247,120	7.8
(3) 貸倒引当金	△ 11,360,866	0	0	0	0.0
(4) 有価証券	7,000,000,000	8,200,000,000	10,500,000,000	2,300,000,000	28.0
(5) 貯蔵品	15,562	15,562	15,562	0	0.0
(6) 短期貸付金	269,330,000	48,573,000	25,240,000	△ 23,333,000	△48.0
(7) 前払金	0	0	4,522,000	4,522,000	皆増
資産合計	52,889,191,300	50,323,216,387	50,081,176,626	△ 242,039,761	△0.5
3 固定負債	5,480,177,433	5,328,652,824	5,336,035,156	7,382,332	0.1
(1) 企業債	3,775,374,069	3,227,185,067	2,750,779,119	△ 476,405,948	△14.8
(2) リース債務	2,270,190	1,009,260	201,852	△ 807,408	△80.0
(3) 引当金	1,702,533,174	2,100,458,497	2,585,054,185	484,595,688	23.1
ア退職給付引当金	909,597,058	941,983,497	1,037,150,185	95,166,688	10.1
イ修繕引当金	58,351,116	41,634,000	27,305,000	△ 14,329,000	△34.4
ウ特別修繕引当金	734,585,000	1,116,841,000	1,520,599,000	403,758,000	36.2
4 流動負債	4,344,269,518	1,608,135,082	1,399,741,566	△ 208,393,516	△13.0
(1) 企業債	414,211,588	548,189,002	476,405,948	△ 71,783,054	△13.1
(2) リース債務	2,621,496	1,260,930	807,408	△ 453,522	△36.0
(3) 未払金	3,847,803,041	970,402,077	778,389,756	△ 192,012,321	△19.8
(4) 引当金	69,463,833	78,816,374	125,319,788	46,503,414	59.0
ア賞与引当金	58,853,944	63,822,489	67,384,350	3,561,861	5.6
イ法定福利費引当金	10,609,889	11,870,885	13,238,438	1,367,553	11.5
ウ修繕引当金	0	3,123,000	44,697,000	41,574,000	1,331.2
(5) その他流動負債	10,169,560	9,466,699	18,818,666	9,351,967	98.8
5 繰延収益	1,591,433,863	1,483,628,681	1,400,714,335	△ 82,914,346	△5.6
(1) 長期前受金	1,591,433,863	1,483,628,681	1,400,714,335	△ 82,914,346	△5.6
負債合計	11,415,880,814	8,420,416,587	8,136,491,057	△ 283,925,530	△3.4
6 資本金	30,975,937,879	31,669,456,061	32,464,916,408	795,460,347	2.5
7 剰余金	6,408,992,975	6,752,340,183	7,012,565,397	260,225,214	3.9
(1) 資本剰余金	8,682,532	8,682,532	8,682,532	0	0.0
(2) 利益剰余金	6,400,310,443	6,743,657,651	7,003,882,865	260,225,214	3.9
ア減債積立金	902,267,674	1,600,595,284	2,093,389,492	492,794,208	30.8
イ利益積立金	5,000,000	5,000,000	5,000,000	0	0.0
ウ建設改良積立金	2,244,436,553	2,012,867,794	1,737,406,334	△ 275,461,460	△13.7
エ中小水力発電開発改良積立金	693,055,682	543,375,682	204,775,278	△ 338,600,404	△62.3
オ環境保全・グリーン社会導入促進積立金	156,222,154	126,973,154	110,534,154	△ 16,439,000	△12.9
カ渇水準備積立金	333,271,000	333,271,000	333,271,000	0	0.0
キ震災復興・ふるさと振興バウリング積立金	-	175,131,180	148,859,367	△ 26,271,813	△15.0
ク当年度未処分利益剰余金	2,066,057,380	1,946,443,557	2,370,647,240	424,203,683	21.8
8 評価差額等	4,088,379,632	3,481,003,556	2,467,203,764	△ 1,013,799,792	△29.1
(1) その他有価証券評価差額	4,088,379,632	3,481,003,556	2,467,203,764	△ 1,013,799,792	△29.1
資本合計	41,473,310,486	41,902,799,800	41,944,685,569	41,885,769	0.1
負債資本合計	52,889,191,300	50,323,216,387	50,081,176,626	△ 242,039,761	△0.5

イ 意見書の内容

<p>審査の方法</p>	<p>令和元年度の岩手県電気事業会計決算の審査に当たっては、監査委員監査基準に準拠して、知事から提出された決算関係書類について、事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているか、地方公営企業法第3条に規定する経営の基本原則に従って運営されているかを検証するため、決算の調製に必要な証書類を照合精査するとともに、定期監査及び現金出納検査の結果を踏まえて厳正に実施した。</p>
<p>審査の結果</p>	<p>審査に付された決算関係書類は、地方公営企業法等に準拠して作成され、その計数は正確であり、事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しており、事業の運営も経営の基本原則に沿って行われているものと認められた。 なお、財務事務については、おおむね適正に処理されているものと認められた。</p>
<p>審査意見</p>	<p>○経営の状況 令和元年度の総収支の状況は、事業収益65億1,441万20円に対し、事業費用53億601万3,646円で、純利益12億839万6,374円を確保した。 事業収益は、出水率の減少などにより水力発電の供給電力量は減となったものの、高森高原風力発電所の稼働率が高かったことに伴い、風力発電の電力料収入が増えたことなどにより、前年度に比べ1,423万円余増加した。 事業費用は、高森高原風力発電所の市町村交付金の皆増のほか、北本内地点開発中止に伴う建設準備勘定の償却により特別損失8,131万円余を計上したものの、水力発電設備の修繕費の減などにより、前年度に比べ4,318万円余減少した。 この結果、純利益は前年度比5,741万円余増加した。</p> <p>○審査意見 令和元年度は、高森高原風力発電所の稼働率が高かったことにより電力料収入が増加するなど、引き続き経営は良好に推移しているものと認められる。 当事業は黒字が継続しているが、一方で、施設の高経年化に伴う修繕・改良や新規開発に伴う費用の増加が見込まれることなどから、今後は中長期的な視点も重視した的確な舵取りが求められる。 このことから、今後の経営に当たっては、「岩手県企業局長期経営方針（2020～2029）」に掲げる「運転年数100年」の実現に向け、施設の更新、改良、修繕を計画的に実施するとともに、電力の安定供給を通じて、地域経済の発展と県民福祉の向上に努められたい。 また、上記方針のアクションプランである「第1期中期経営計画」の取組を着実に実施し、電気事業を取り巻く環境の変化への対応に万全を期されたい。 なお、「クリーンエネルギー導入支援事業」や、平成30年度から取り組んでいる震災復興及びふるさと振興を支援するための「いわて復興パワー」の地域貢献活動については、被災地への支援も実施するなど、その効果が認められることから、今後とも地域のニーズを的確に把握して、積極的に取り組まれたい。</p>

※意見書提出年月日 令和2年9月10日

(4) 令和元年度岩手県工業用水道事業会計決算審査意見書の概要

ア 財政状態及び経営成績

比較損益計算書

科 目	平成29年度	平成30年度	令和元年度	対前年度増減	
	金 額	金 額	金 額	金 額	率
	円	円	円	円	%
1 営 業 収 益	837,747,620	834,485,899	795,809,877	△ 38,676,022	△4.6
(1) 給 水 収 益	624,374,838	620,884,218	581,911,101	△ 38,973,117	△6.3
(2) ろ 過 給 水 収 益	212,792,149	213,020,347	213,318,591	298,244	0.1
(3) 営 業 雑 収 益	580,633	581,334	580,185	△ 1,149	△0.2
2 営 業 費 用	780,087,065	758,480,794	756,818,910	△ 1,661,884	△0.2
(1) 工 業 用 水 道 業 務 費	596,356,490	620,573,537	611,670,707	△ 8,902,830	△1.4
(2) ろ 過 施 設 業 務 費	109,962,816	99,120,317	92,810,778	△ 6,309,539	△6.4
(3) 管 理 費	73,767,759	38,786,940	52,337,425	13,550,485	34.9
(営 業 利 益)	57,660,555	76,005,105	38,990,967	△ 37,014,138	△48.7
3 財 務 収 益	10,969	39,889	0	△ 39,889	皆減
(1) 受 取 利 息	10,969	39,889	0	△ 39,889	皆減
4 事 業 外 収 益	70,762,883	76,370,296	73,817,109	△ 2,553,187	△3.3
(1) 長 期 前 受 金 戻 入	37,844,114	38,242,484	39,603,615	1,361,131	3.6
(2) 雑 収 益	32,918,769	38,127,812	34,213,494	△ 3,914,318	△10.3
5 財 務 費 用	51,874,749	47,718,331	43,193,736	△ 4,524,595	△9.5
(1) 支 払 利 息	51,874,749	47,718,331	43,193,736	△ 4,524,595	△9.5
6 事 業 外 費 用	4,868,587	52,057	5,129,046	5,076,989	9,752.7
(1) 雑 損 失	4,868,587	52,057	5,129,046	5,076,989	9,752.7
(営 業 外 利 益)	14,030,516	28,639,797	25,494,327	△ 3,145,470	△11.0
経 常 利 益	71,691,071	104,644,902	64,485,294	△ 40,159,608	△38.4
7 特 別 利 益	0	0	0	0	0.0
8 特 別 損 失	0	0	0	0	0.0
(事 業 収 益 合 計)	908,521,472	910,896,084	869,626,986	△ 41,269,098	△4.5
(事 業 費 用 合 計)	836,830,401	806,251,182	805,141,692	△ 1,109,490	△0.1
(純 利 益)	71,691,071	104,644,902	64,485,294	△ 40,159,608	△38.4
前 年 度 繰 越 利 益 剰 余 金	0	0	0	0	0.0
そ の 他 未 処 分 利 益 剰 余 金 変 動 額	60,081,539	71,691,071	104,644,902	32,953,831	46.0
当 年 度 未 処 分 利 益 剰 余 金	131,772,610	176,335,973	169,130,196	△ 7,205,777	△4.1

(参考) 給水の状況

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	対 前 年 度 増 減	
	立方メートル	立方メートル	立方メートル	立方メートル	%
年間総給水量	14,333,361	14,222,512	13,287,649	△ 934,863	△6.6
一日平均給水量	39,269	38,966	36,305	△ 2,661	△6.8
契約水量(日量)	39,231	39,231	34,731	△ 4,500	△11.5

比較貸借対照表

科 目	平成29年度	平成30年度	令和元年度	対前年度増減	
	金 額	金 額	金 額	金 額	率
	円	円	円	円	%
1 固 定 資 産	8,951,489,217	9,338,367,830	9,788,582,551	450,214,721	4.8
(1) 工業用水道設備	8,900,463,842	8,893,240,168	8,951,761,464	58,521,296	0.7
ア土地	212,320,483	452,625,729	459,384,639	6,758,910	1.5
イ建物	289,682,301	274,439,671	259,213,775	△ 15,225,896	△5.5
ウ構築物	6,377,145,921	6,230,440,289	6,429,691,380	199,251,091	3.2
エ機械及び装置	2,013,918,226	1,929,486,172	1,798,442,122	△ 131,044,050	△6.8
オ車両運搬具	5,308,718	3,941,335	2,770,663	△ 1,170,672	△29.7
カ工具、器具及び備品	2,088,193	2,306,972	2,258,885	△ 48,087	△2.1
(2) 建設仮勘定	46,194,125	440,310,812	832,018,637	391,707,825	89.0
(3) 建設準備勘定	4,299,000	4,299,000	4,299,000	0	0.0
(4) 電話加入権	461,450	461,450	461,450	0	0.0
(5) 電気通信施設利用権	70,800	56,400	42,000	△ 14,400	△25.5
2 流 動 資 産	822,839,934	626,044,489	841,798,218	215,753,729	34.5
(1) 現金預金	698,154,728	548,768,678	692,021,411	143,252,733	26.1
(2) 未収金	124,685,206	77,275,811	149,776,807	72,500,996	93.8
資 産 合 計	9,774,329,151	9,964,412,319	10,630,380,769	665,968,450	6.7
3 固 定 負 債	4,087,229,863	4,108,826,045	4,921,969,131	813,143,086	19.8
(1) 企業債	3,827,498,477	3,900,702,010	4,725,048,772	824,346,762	21.1
(2) 他会計借入金	73,813,000	25,240,000	0	△ 25,240,000	皆減
(3) 引当金	185,918,386	182,884,035	196,920,359	14,036,324	7.7
ア退職給付引当金	156,250,687	153,216,336	167,252,660	14,036,324	9.2
イ修繕引当金	29,667,699	29,667,699	29,667,699	0	0.0
4 流 動 負 債	643,203,098	745,287,666	523,829,170	△ 221,458,496	△29.7
(1) 企業債	284,146,272	267,296,467	270,653,238	3,356,771	1.3
(2) 他会計借入金	69,330,000	48,573,000	25,240,000	△ 23,333,000	△48.0
(3) 未払金	277,473,785	401,978,360	217,181,982	△ 184,796,378	△46.0
(4) 引当金	12,253,041	26,448,237	10,742,032	△ 15,706,205	△59.4
ア賞与引当金	10,354,120	11,028,558	8,990,141	△ 2,038,417	△18.5
イ法定福利費引当金	1,898,921	2,052,679	1,751,891	△ 300,788	△14.7
ウ修繕引当金	0	13,367,000	0	△ 13,367,000	皆減
(5) その他流動負債	0	991,602	11,918	△ 979,684	△98.8
5 繰 延 収 益	1,505,940,941	1,467,698,457	1,477,506,906	9,808,449	0.7
(1) 長期前受金	1,505,940,941	1,467,698,457	1,477,506,906	9,808,449	0.7
負 債 合 計	6,236,373,902	6,321,812,168	6,923,305,207	601,493,039	9.5
6 資 本 金	3,361,130,920	3,421,212,459	3,492,903,530	71,691,071	2.1
7 剰 余 金	176,824,329	221,387,692	214,172,032	△ 7,215,660	△3.3
(1) 資本剰余金	45,051,719	45,051,719	45,041,836	△ 9,883	△0.0
(2) 利益剰余金	131,772,610	176,335,973	169,130,196	△ 7,205,777	△4.1
ア当年度未処分利益剰余金	131,772,610	176,335,973	169,130,196	△ 7,205,777	△4.1
資 本 合 計	3,537,955,249	3,642,600,151	3,707,075,562	64,475,411	1.8
負 債 資 本 合 計	9,774,329,151	9,964,412,319	10,630,380,769	665,968,450	6.7

イ 意見書の内容

<p>審査の方法</p>	<p>令和元年度の岩手県工業用水道事業会計決算の審査に当たっては、監査委員監査基準に準拠して、知事から提出された決算関係書類について、事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているか、地方公営企業法第3条に規定する経営の基本原則に従って運営されているかを検証するため、決算の調製に必要な証書類を照合精査するとともに、定期監査及び現金出納検査の結果を踏まえて厳正に実施した。</p>
<p>審査の結果</p>	<p>審査に付された決算関係書類は、地方公営企業法等に準拠して作成され、その計数は正確であり、事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しており、事業の運営も経営の基本原則に沿って行われているものと認められた。 なお、財務事務については、おおむね適正に処理されているものと認められた。</p>
<p>審査意見</p>	<p>○経営の状況 令和元年度の総収支の状況は、事業収益8億6,962万6,986円に対し、事業費用8億514万1,692円で、純利益6,448万5,294円を確保した。 事業収益は、給水に係る営業収益において、ユーザー企業の使用廃止に伴う基本使用水量の減などにより前年度に比べ3,867万円余減少したことなどから、全体では前年度に比べ4,126万円余減少した。 事業費用は、営業費用が修繕費や減価償却費の減などにより前年度に比べ166万円余減少した。財務費用も借入利息の減により452万円余減少した。事業外費用は雑損失の増により507万円余増加したものの、全体では前年度に比べ110万円余減少した。 この結果、純利益は前年度比4,015万円余減少した。</p> <p>○審査意見 令和元年度は、事業収益が減少したものの、引き続き利益を確保するなど経営努力が認められる。 しかしながら、工業用水道事業を取り巻く経営環境は、施設の老朽化対策に係る修繕費の増加等に加え、新浄水場の建設などにより、厳しい状況が続くと見込まれることから、一層の経営の安定化に向けて、施設の改良、修繕、整備を計画的かつ効率的に実施するよう努められたい。 また、今後の経営に当たっては、ユーザー企業の活動などに支障が生じないよう、施設の適切な維持管理に努めるとともに、企業誘致担当部局との連携を図りながら、新たな需要に的確に対応するなど、契約水量増加の推進に着実に取り組み、引き続き良質な工業用水の安定供給を通じて、地域社会の発展に寄与することを期待する。</p>

※意見書提出年月日 令和2年9月10日

6 定額資金運用基金運用状況審査

(1) 令和元年度定額資金運用基金運用状況審査意見書の概要

ア 審査の対象

自治振興基金

区分	令和元年度	平成30年度	比較増減
基前年度末貸付現在額	7,206,000,000	7,206,000,000	0
当年度の状況			
貸付額	1,550,700,000	1,027,800,000	522,900,000
貸還額	533,789,254	721,147,574	△ 187,358,320
当年度末貸付現在額	5,756,216,227	4,739,305,481	1,016,910,746
当年度末貸付資金残額	1,449,783,773	2,466,694,519	△ 1,016,910,746

岩手競馬再生推進基金

区分	令和元年度	平成30年度	比較増減
基前年度末貸付現在額	27,750,000,000	27,750,000,000	0
当年度の状況			
貸付額	36,165,116,956	36,165,116,956	0
貸還額	36,615,116,956	36,615,116,956	0
当年度末貸付現在額	21,820,743,853	22,270,743,853	△ 450,000,000
当年度末貸付資金残額	5,929,256,147	5,479,256,147	450,000,000

土地開発基金

区分	令和元年度	平成30年度	比較増減
基前年度末用地現在高	2,200,000,000	2,200,000,000	0
当年度の状況			
用地取得額			0
用地引渡額			0
当年度末用地現在高			
当年度末貸付現在額	2,200,000,000	2,200,000,000	0

用品調達基金

区分	令和元年度	平成30年度	比較増減
基金額 (a)	50,000,000	50,000,000	
用品購入額 (b)	4,188,435,044	3,635,407,387	553,027,657
払出額 (c)	4,188,435,044	3,635,407,387	553,027,657
年度末在庫額 (b)-(c) (d)			
払出価額 (e)	4,188,435,044	3,635,407,387	553,027,657
運用益金 (e)-(c) (f)			
運用益率 (f)/(c)			
回転回数 (c)/(a)	83.8回	72.7回	11.1回

美術品取得基金

区分	令和元年度	平成30年度	比較増減
基前年度末美術品現在高	500,000,000	500,000,000	0
当年度の状況			
美術品取得額	0	5,313,200	△ 5,313,200
美術品引渡額			
当年度末美術品現在高	257,883,900	257,883,900	0
当年度末資金残額	242,116,100	242,116,100	0

イ 意見書の内容

審査の方法	令和元年度定額資金運用基金の運用状況の審査に当たっては、監査委員監査基準に準拠して、基金条例の趣旨に沿って適正かつ効率的に運用されたか、また、計数が正確であるかについて厳正に実施した。
審査の結果及び意見	令和元年度定額資金運用基金の運用状況は、計数は正確であり、基金設置の趣旨に沿い、適正に運用されているものと認められた。

※意見書提出年月日 令和2年9月10日

7 財政健全化審査

(1) 令和元年度決算に基づく健全化判断比率審査意見書の概要

審査の方法	地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により知事から提出された令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び算定基礎書類について、法令等に照らし、健全化判断比率の算定過程に誤りはないか、算定基礎書類が適正に作成されているかなどに主眼を置き、決算書等必要な書類と照合精査して実施した。				
審査の結果	1 審査に付された各々の健全化判断比率及びその算定基礎書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。				
	健全化判断比率	令和元年度	平成30年度	増 減	早期健全化基準 財政再生基準
	実質赤字比率	— %	— %	— ポイント	3.75% 5.00%
	連結実質赤字比率	—	—	—	8.75% 15.00%
	実質公債費比率	15.3	16.7	△1.4	25.0% 35.0%
	将来負担比率	221.7	218.3	3.4	400.0%
※連結実質赤字比率の財政再生基準は、経過措置期間の終了により24年度の審査(対象23年度)から15%となっている。					
2 実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、前年度と同様に実質赤字額及び連結実質赤字額がなかったことから算定されなかった。実質公債費比率は15.3%となり、前年度に比べ1.4ポイント減少し、早期健全化基準の25.0%を9.7ポイント下回っている。将来負担比率は221.7%となり、前年度に比べ3.4ポイント増加し、早期健全化基準の400.0%を178.3ポイント下回っている。					

(参考1)

1 財政健全化法の概要	平成19年6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が公布され、地方公共団体は、毎年度、健全化判断比率を監査委員の審査に付した上で、議会に報告するとともに、住民に対し公表することが義務付けられた。 各地方公共団体は、健全化判断比率により、「健全段階」「早期健全化段階」「財政再生段階」の3つの段階に区分され、早期健全化段階や財政再生段階になった場合には、それぞれのスキームに従って財政健全化を図ることとなる。
2 財政の早期健全化	健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上の場合には、「早期健全化段階」となり、財政健全化計画を定めなければならない。 財政健全化計画は、議会の議決を経て定め、速やかに公表するとともに、総務大臣等に報告する。また、毎年度、財政健全化計画の実施状況を議会に報告し、公表する。
3 財政の再生	健全化判断比率のいずれかが財政再生基準以上の場合には、「財政再生段階」となり、財政再生計画を定めなければならない。 財政再生計画は、議会の議決を経て定め、速やかに公表するとともに総務大臣に報告する。なお、財政再生計画は、総務大臣に協議し、その同意を求めることができ、毎年度、財政再生計画の実施状況を議会に報告し、公表する。 また、財政再生計画に総務大臣の同意を得ている場合でなければ、災害復旧事業等を除き、地方債の起債ができない。

(参考2)

健全化判断比率の対象範囲

一般会計等	一般会計	一般会計	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	
		母子父子寡婦福祉資金					
		中小企業振興資金					
		証紙収入整理					
		沿岸漁業改善資金					
		土地先行取得事業					
		県有林事業					
		林業・木材産業資金					
		公債管理					
		公営事業会計					比資金不足
公営企業会計以外の特別会計	国民健康保険						
公営企業会計	工業用水道事業						
	法適用企業	電気事業					
法非適用企業	病院事業						
	流域下水道事業						
港湾整備事業							
一部事務組合	岩手県競馬組合						
地方独立行政法人	地方公社	岩手県土地開発公社					
	地方独立行政法人	岩手県工業技術センター					
		岩手県立大学					
第三セクター等	第三セクター等	クリーンいわて事業団					
		岩手県農業公社					
		岩手県信用保証協会					
		いわて産業振興センター					

3 実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金などの、標準財政規模に対する比率であり、18%を超えると起債の許可が必要となり、25%を超えると一部の起債発行が制限される。(地方財政法)

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\text{（地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金）} - \text{（特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}}{\text{標準財政規模} - \text{（元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}}$$

(3カ年平均)

- 準元利償還金：①～⑤の合計額
 - ① 満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還相当額
 - ② 公営企業債の償還財源に充当した一般会計等からの繰出金
対象公営企業：病院事業、電気事業、工業用水道事業、流域下水道事業、港湾整備事業など
 - ③ 組合等が起こした地方債の償還財源に充当した負担金・補助金
対象組合等：岩手県競馬組合
 - ④ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
 - ⑤ 一時借入金の利子
- 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額
地方交付税の算定上、基準財政需要額に算入される元利償還金及び準元利償還金
- 基準財政需要額：合理的かつ妥当な水準で行政を行った場合の財政需要を算定したもの
- 標準財政規模：人口、面積等から算定する当該団体の標準的な一般財源の規模

《算定》

実質公債費比率の内訳

(単位:千円)

構成要素	令和元年度 A	平成30年度 B	平成29年度 C	平成28年度 D
分子 ①=②+③-④-⑤	43,850,663	49,253,528	56,117,593	57,752,656
② 地方債の元利償還金	103,838,243	111,144,384	119,442,420	121,453,967
③ 準元利償還金	12,046,614	11,622,441	11,951,483	12,300,833
満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還相当額	1,118,033	1,018,033	868,033	930,333
公営企業債の償還財源に充当した一般会計等からの繰出金	10,134,622	9,717,701	10,178,527	10,382,550
病院事業	9,032,450	8,457,731	8,482,462	8,264,978
電気事業	0	0	0	370
工業用水道事業	12,554	13,034	11,345	14,072
流域下水道事業	740,850	717,071	760,659	805,835
港湾整備事業	348,768	529,865	924,061	1,297,295
(臨海土地造成事業)				
(特定環境保全公共下水道事業)				
(漁業集落排水施設)				
組合等が起こした地方債の償還財源に充当した負担金・補助金				
公債費に準ずる債務負担行為に基づく支出	793,429	886,226	904,456	987,426
PFI事業に係るもの				
利便施設及び公共施設を買い取るもの				
国営土地改良事業、(独)経資源機構等の行う事業に対する負担金	793,429	886,226	904,456	987,426
地方公務員等共済組合が建設した職員住宅等の賃借料				
社会福祉法人の建設資金借入金の償還に対する補助				
その他これらに準ずると認められるもの				
利子補給に係るもの				
一時借入金の利子	530	481	467	524
④ 特定財源(貸付金の元利償還金及び県営住宅使用料)	1,557,456	1,348,802	1,212,564	1,261,325
⑤ 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	70,476,738	72,164,495	74,063,746	74,740,819
分母 ⑥=⑦-⑧	322,559,510	324,807,711	324,748,098	326,512,575
⑦ 標準財政規模	393,036,248	396,972,206	398,811,844	401,253,394
⑧ 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	70,476,738	72,164,495	74,063,746	74,740,819
実質公債費比率 ①/⑥	13.59460%	15.16390%	17.28035%	17.68773%

実質公債費比率 令和元年度の数値(平成29～令和元の平均)	15.3%	16.7%
----------------------------------	-------	-------

H28～30の平均

4 将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の、標準財政規模に対する比率であり、これらの負債が将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すストック指標である。
この比率が高い場合、将来これらの負担額を実際に支払う必要があることから、今後の財政運営が圧迫されるなどの問題が生じる可能性が高くなる。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

- 将来負担額：①～⑧の合計額
 - ① 一般会計等の年度末地方債現在高
 - ② 債務負担行為に基づく支出予定額
 - ③ 公営企業債の償還財源に充当する一般会計等からの負担等見込額
対象公営企業：病院事業、電気事業、工業用水道事業、流域下水道事業、港湾整備事業
 - ④ 組合等が起こした地方債の償還財源に充当する県からの負担等見込額
対象組合等：岩手県競馬組合
 - ⑤ 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）
 - ⑥ 設立法人の負債等に係る一般会計等の負担見込額
 - ⑦ 連結実質赤字額
 - ⑧ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額
対象組合等：岩手県競馬組合
- 充当可能基金額：①～⑥に充てることができる基金
- 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額
今後、地方交付税の算定上、基準財政需要額に算入される見込の元利償還金及び準元利償還金
- 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額
地方交付税の算定上、基準財政需要額に算入される元利償還金及び準元利償還金
基準財政需要額：合理的かつ妥当な水準で行政を行った場合の財政需要を算定したもの
- 標準財政規模：人口、面積等から算定する当該団体の標準的な一般財源の規模

《算定》

将来負担比率の内訳

(単位: 千円)

構成要素	令和元年度	構成比	平成30年度	差引	備考
分子 ①=②-⑪-⑫-⑬	715,123,591		709,138,118	5,985,473	
② 将来負担額 ②=③+④+⑤+⑥+⑦+⑧+⑨+⑩	1,574,202,272	100.0%	1,591,950,077	△ 17,747,805	
③ 一般会計等の年度末地方債現在高	1,344,487,395	85.4%	1,355,245,716	△ 10,758,321	
④ 債務負担行為に基づく支出予定額	2,070,876	0.1%	2,794,067	△ 723,191	
PFI事業に係るもの					
利便施設及び公共施設を買い取るもの					
国営土地改良事業に係るもの (かんがい排水事業、農地開発事業、農地再編整備事業、農用地総合整備事業)	910,462		1,448,502	△ 538,040	債務負担行為を設定
森林総合研究所等が行う事業に係るもの (農用地総合整備事業、旧緑資源幹線林道事業)	1,160,414		1,345,565	△ 185,151	全事業に債務負担行為を設定
地方公務員等共済組合が建設した職員住宅等の賃借料					
依頼土地の買い戻しに係るもの					
その他これらに準ずるもの					
⑤ 公営企業債の償還財源に充当する一般会計等からの負担等見込額	65,680,003	4.2%	67,649,952	△ 1,969,949	地方債償還に係る一般会計等からの繰入金
病院事業	52,851,010		53,568,932	△ 717,922	
電気事業					
工業用水道事業					
流域下水道事業	7,923,133		8,601,863	△ 678,730	
港湾整備事業	4,905,860		5,479,157	△ 573,297	
⑥ 組合等が起こした地方債の元利償還に充当する県からの負担等見込額		0.0%			
⑦ 退職手当支給予定額(全職員に対する期末要支給額)	161,926,181	10.3%	166,113,224	△ 4,187,043	一般会計等対象職員数17,614人
⑧ 設立法人の負債等に係る一般会計等の負担見込額	37,817	0.0%	147,118	△ 109,301	
土地開発公社					
岩手県工業技術センター					
岩手県立大学					
クリーンいわて事業団	29,120		44,560	△ 15,440	損失補償対象債務の10%を算入
岩手県農業公社	8,697		102,558	△ 93,861	損失補償対象債務の10%を算入
岩手県信用保証協会					損失補償実行率: 0.1%
岩手県漁業信用基金協会					
いわて産業振興センター					
⑨ 連結実質赤字額		0.0%			
⑩ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額		0.0%			
岩手県競馬組合					負担額と同額を基金から貸付(一般会計等負担なし)
⑪ 充当可能基金額	68,982,253	4.4%	75,093,208	△ 6,110,955	
財政調整基金	18,328,678		22,949,112	△ 4,620,434	
減債基金	21,701,972		20,693,949	1,008,023	
国民健康保険広域化等支援基金				0	
地域振興基金	3,362,855		3,362,516	339	
東日本大震災津波復興基金	3,536,579		5,258,572	△ 1,721,993	
産業振興基金	402,076		402,076	0	
いわて社会貢献・復興活動支援基金	240,501		257,203	△ 16,702	
いわて銀河鉄道経営安定化基金	406,403		343,866	62,537	
環境保全基金	195,088		214,693	△ 19,605	
地域医療介護総合確保基金	501,253		585,981	△ 84,728	
ふるさと水と土保全基金	512,530		512,231	299	
県営林造成基金	308,980		323,270	△ 14,290	
公営林造成基金	182,711		146,716	35,995	
いわての森林づくり基金	2,328,535		2,253,650	74,885	
森林整備等支援基金	52,389			52,389	
学校施設設備基金	12,197		5,097	7,100	
いわての学び希望基金	7,038,350		7,346,209	△ 307,859	
土地開発基金	2,200,000		2,200,000	0	
自治振興基金	1,449,784		2,466,695	△ 1,016,911	
用品調達基金	50,000		50,000	0	
美術品取得基金	242,116		242,116	0	
岩手競馬再生推進基金	5,929,256		5,479,256	450,000	
⑫ 特定財源見込額	50,632,643	3.2%	51,614,318	△ 981,675	
国庫支出金	559,078		798,330	△ 239,252	国営土地改良事業負担金、森林総合研究所営土地改良事業負担金
地方債を財源とする貸付金の償還金	39,291,620		40,263,586	△ 971,966	ふるさと融資元金償還金、中小企業高度化資金貸付金償還金など
公営住宅の賃借料等	10,781,945		10,552,402	229,543	
臨時地方道整備事業債等に係る県負担金					
その他					
⑬ 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額	739,463,785	47.0%	756,104,433	△ 16,640,648	
分母 ⑭=⑮-⑯	322,559,510		324,807,711	△ 2,248,201	
⑮ 標準財政規模	393,036,248		396,972,206	△ 3,935,958	
⑯ 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	70,476,738		72,164,495	△ 1,687,757	
将来負担比率 ①/⑭	221.7%		(218.3%)		

(2) 令和元年度決算に基づく資金不足比率審査意見書の概要

審査の方法	地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により知事から提出された令和元年度決算に基づく岩手県流域下水道事業特別会計、岩手県港湾整備事業特別会計、岩手県立病院等事業会計、岩手県電気事業会計、岩手県工業用水道事業会計の5つの公営企業会計に係る資金不足比率及びその算定基礎書類について、法令等に照らし、資金不足比率の算定過程に誤りはないか、算定基礎書類が適正に作成されているかなどに主眼を置き、決算書等必要な書類と照合精査して実施した。				
審査の結果	1 審査に付された各公営企業会計に係る資金不足比率及びその算定基礎書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。				
	会計名	令和元年度	平成30年度	増減	経営健全化基準
	岩手県流域下水道事業特別会計	— %	— %	— ポイント	20.0%
	岩手県港湾整備事業特別会計	—	—	—	20.0%
	岩手県立病院等事業会計	—	—	—	20.0%
	岩手県電気事業会計	—	—	—	20.0%
	岩手県工業用水道事業会計	—	—	—	20.0%
2 資金不足比率は、各公営企業会計とも資金不足額がないことから算定されない。					

(参考)

資金不足比率は、各公営企業ごとの資金不足額の、事業の規模に対する比率であり、経営健全化基準（20.0%）以上となった場合には、経営健全化計画を定めなければならない。
令和元年度においては、次のとおり資金不足が生じた公営企業はないため、資金不足比率は該当しない。

資金不足比率

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

○ 資金の不足額

(法適用企業) 資金の不足額 = 流動負債等 + 算入地方債の現在高 - 流動資産等 (一解消可能資金不足額)

対象公営企業：病院事業、電気事業、工業用水道事業

(法非適用企業) 《非宅地造成事業》

資金の不足額 = 歳出額 + 算入地方債の現在高 - 歳入額等 (一解消可能資金不足額)

対象公営企業：流域下水道事業

《宅地造成事業》

資金の不足額 = 歳出額 + 算入地方債の現在高 - 歳入額等 - 土地収入見込額 (一解消可能資金不足額)

ただし、歳出額 + 算入地方債の現在高 - 歳入額等 - 土地収入見込額 + 地方債残高 > 0 のとき資金不足額は0とする。

対象公営企業：港湾整備事業

※ 算入地方債の現在高： 建設事業以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高

※ 解消可能資金不足額： 事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額 (本県には該当なし)

○ 事業の規模

(法適用企業) 事業の規模 = 営業収益の額 - 受託工事収益の額

(法非適用企業) 事業の規模 = 営業収益に相当する収入の額 - 受託工事収益に相当する収入の額

《算定》

(単位：千円、%)

会計名	①資金不足額	②事業規模	資金不足比率①/②	平成30年度	増減
流域下水道事業	(△942,790)	4,016,712	(△23.4)	(△23.6)	(0.2)
港湾整備事業	(△1,168,253)	301,535	(△387.4)	(△413.3)	(25.9)
病院事業	(△4,636,792)	92,558,063	(△5.0)	(△6.5)	(1.5)
電気事業	(△14,800,820)	6,281,110	(△235.6)	(△205.7)	(△29.9)
工業用水道事業	(△609,922)	795,810	(△76.6)	(△17.7)	(△58.9)

※資金不足額がないので「-」表示となる

8 内部統制評価報告書審査意見書の概要

ア 審査の対象

令和2年8月4日に知事から提出された内部統制評価報告書について審査した。

イ 審査の方法

内部統制の評価が評価手続に沿って適切に実施されたか及び内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかについて、厳正に審査を実施した。

ウ 審査の結果

令和元年度岩手県内部統制評価報告書について、評価手続及び評価結果に係る記載は適切であると認められた。

なお、内部統制の対象事務について、定期監査において留意改善を要する事項が認められた機関があったことから、各機関における内部統制に対するより一層の意識の向上を図るとともに、制度のさらなる充実強化に努められたい。

※意見書提出年月日 令和2年9月10日

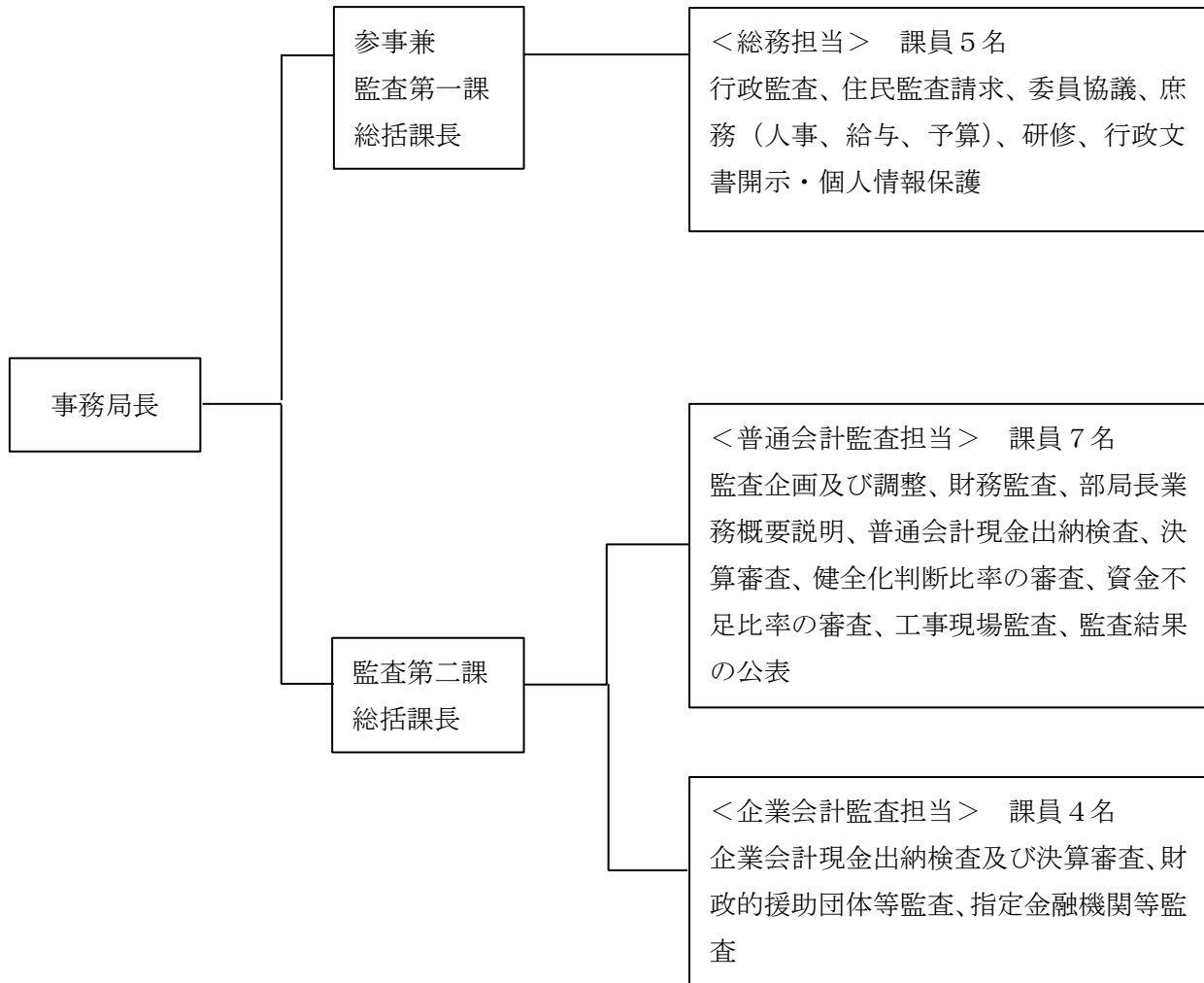
9 監査の組織体制

(1) 監査委員

年 度	議会選出委員	識見委員
令和2年度	R 元.9.26～ 軽石 義則	H30.4.1～ ○寺沢 剛
	R 元.9.26～ 神崎 浩之	H30.4.1～ 沼田 由子

注 ○は代表監査委員

(2) 監査委員事務局組織



令和 2 年度監査年報

令和 3 年 4 月 発行

岩手県監査委員事務局
〒020-8570 岩手県盛岡市内丸 10 番 1 号
電 話 : 019-651-3111 (代表)
019-629-6251 (ダイヤルイン)
F A X : 019-629-6254
e-mail : DE0001@pref.iwate.jp

ホームページ : <https://www.pref.iwate.jp/iinkai/kansa/index.html>

この冊子についてのお問い合わせ、ご意見、ご要望などは、上記までご連絡ください。